

平成22年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成22年11月18日

筑西広域市町村圏事務組合

平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (11月18日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
新議員の紹介	3
執行部の紹介	3
開 会	3
開 議	3
仮議席の指定	3
諸般の報告	4
管理者提出議案の報告	4
議会運営委員長の報告	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について	6
管理者の招集あいさつ	6
一般質問	8
1. 榎戸甲子夫君	8
2. 三浦 讓君	13
3. 稲葉里子君	23
4. 中条美智子君	30
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	38
議案第10号、議案第11号の上程、説明、質疑、採決	40
議案第12号の上程、説明、質疑、採決	43
認定第1号の上程、説明、質疑、採決	44
閉会中の継続審査の申し出について	54
閉 会	54

平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成22年11月18日(木) 午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正
について
議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
(二案一括上程)
- 日程第 7 議案第12号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 認定第 1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定
について
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（18名）

1番	小高友徳君	2番	中川泰幸君
3番	百目鬼晋君	4番	真次洋行君
5番	三浦讓君	6番	水柿一俊君
7番	稲葉里子君	8番	中条美智子君
9番	皆川光吉君	11番	増田昇君
12番	新井利平君	13番	榎戸甲子夫君
14番	秋山恵一君	15番	片平忠行君
16番	山口明君	17番	赤城正徳君
18番	金子健二君	19番	大木作次君

欠席議員（2名）

10番	潮田新正君	20番	中田文雄君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	常任幹事	菅谷恵一君
常任幹事	鈴木敏雄君	常任幹事	飯鳶洋一君
会計管理者	中島秀人君	事務局長	櫻井篤君
事務局参事兼 企画財政課長	小島徳幸君	事務局総務課長	氷鮑博君
次長兼筑西 遊湯館長兼 きぬ聖苑場長	横田有司君	次長兼 西総合公園 管理事務所長	近藤邦男君
環境センター 所長	赤野間敏雄君	消防本部長 消防部長	大和田邦一君
消防本部長 消防次長	鈴木啓一君	筑西地域職業 訓練センター 所長	井関幸雄君
老人福祉施設 等支配人	沼田重夫君	筑西市市長 秘書課長	新井善光君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務課 総務グループ 係	杉山雄一君
事務局総務課 総務グループ 主任	豊口勝昭君	事務局総務課 総務グループ 主任	

◎新議員の紹介

○議長（新井利平君） おはようございます。

開会に先立ちまして、去る9月8日、筑西市議会選出の仁平正巳君、同じく鈴木 聡君から組合議員の辞職願が提出され、同日付で辞職の許可をしましたので、ここにご報告いたします。

続いて、今般の桜川市議会議員の任期満了並びに組合議員の辞職に伴い、新たに組合議員となられた方々をご紹介します。

ご紹介にあたりましては、その場でご起立願えれば幸いです。

筑西市、三浦 讓君、同じく赤城正徳君、桜川市、小高友徳君、同じく中川泰幸君、同じく皆川光吉君、同じく増田 昇君。

◎執行部の紹介

○議長（新井利平君） 次に、新たに執行部となられた方を紹介いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご紹介いたします。

筑西市常任幹事、鈴木敏雄君、会計管理者、中島秀人君。

以上で紹介を終わります。

◎開会の宣告

○議長（新井利平君） これより平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時02分）

◎開議の宣告

○議長（新井利平君） ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、中田文雄君、潮田新正君の2名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○議長（新井利平君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○議長（新井利平君） 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（新井利平君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。
古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第152号

平成22年11月18日

組合議会議長 新井利平 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範夫

平成22年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

議案第 9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第12号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

認定第 1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

以上でございます。

○議長（新井利平君） これら議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（新井利平君） 次に、本定例会の会期及び日程等につきましては、去る11月15日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山口 明君。

〔議会運営委員長 山口 明君登壇〕

○議会運営委員長（山口 明君） おはようございます。

報告に先立ちまして、今般の桜川市議員改選に伴い、新たに潮田新正義員、増田 昇議員が、また

筑西市選出議員の辞職に伴い、新たに三浦 讓議員が議会運営委員に選任されております。なお、副委員長には桜川市の潮田新正議員が選任されましたので、併せてここにご報告申し上げます。

それでは、平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る11月15日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてであります。

日程第4は、一般質問であります。

日程第5は、議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第6は、議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について及び議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についての2案を一括上程するものであります。

日程第7は、議案第12号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）であります。

日程第8は、認定第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてであります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（新井利平君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（新井利平君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定についてであります。

今回組合議員になられた方々の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項及び第2項の規定により、議長より指定いたします。

氏名とその議席を朗読いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） 議席を朗読いたします。

1番議席に小高友徳議員、2番議席に中川泰幸議員、5番議席に三浦 讓議員、9番議席に皆川光吉議員、10番議席に潮田新正議員、11番議席に増田 昇議員、17番議席に赤城正徳議員。

以上でございます。

○議長（新井利平君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利平君） 次に、会議録署名者を組合会議規則第73条の規定により、1番、小高友徳君、19番、大木作次君の両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（新井利平君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について

○議長（新井利平君） 続いて、日程第3、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてを上程いたします。

本件につきましては、組合議員の任期満了並びに組合議員の辞職に伴い、定員に欠員が生じており、3名の委員を選出するものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、指名いたします。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員に、2番、中川泰幸君、9番、皆川光吉君、17番、赤城正徳君の3名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました3名の諸君を施設建設・環境整備推進特別委員会委員に選任することに決しました。

◎管理者の招集あいさつ

○議長（新井利平君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） おはようございます。平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、過日の桜川市議会議員の任期満了による改選で、小高友徳議員、中川泰幸議員、皆川光吉議員、潮田新正議員、増田 昇議員が選出され、組合議員となりました。心からお祝い申し上げます。また、組合議員の辞職に伴い、筑西市議会から三浦 讓議員、赤城正徳議員が新たに組合議員に選出されました。今後とも当組合の発展にご尽力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、今日、国をはじめ地方自治体にあつては、長引く景気低迷の影響を受け、非常に厳しい財政状況に置かれております。しかし、圏域住民の皆様から信頼され、安心できる地域をつくるため全力を注いでまいりたいと考えておりますので、広域行政関係各位のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、組合の事務事業について若干ご報告を申し上げます。まず、筑西遊湯館でございますが、PR活動を強化し、充実した運動プログラム、各種イベントなどを実施して集客に努めております。平成15年のオープン以来7年が経過いたしました。間もなく総来館者数が150万人に達する見込みでございます。

次に、県西総合公園でございますが、テニス、ターゲットバードゴルフなどの無料講座を実施して公園の利用促進を図るとともに、公園利用者が快適に利用できるよう、園内の環境美化にも努めております。

次に、環境センターでございますが、廃棄物の適正処理に努め、ダイオキシン類等の有害物質の排出を抑制し、環境保全と安全で安心できる環境づくりを推進しております。また、焼却した熱を利用して発電を行い、売電や施設内の電気を利用し、電気料の削減を図っております。

次に、消防関係でございますが、活動無線機の配備が終了し、北関東自動車道のトンネル災害時にも無線通信が確保され、同時に各種災害などにも有効活用が図れるようになっております。また、救命率向上のため、救急救命士の養成や救助工作車の更新など消防施設整備にも力を入れ、消防サービスの一層の向上を図ってまいります。

次に、職業訓練センターでございますが、求職者訓練としてパソコン簿記会計、当組合の自主講座として中高年のパソコン講座を実施しております。

次に、福祉センターあまびきでございますが、先般、広域議会全員協議会において、本年度末を目途に廃止する方針と、各種手続につきましては先行的に進めさせていただくことをご説明申し上げたところでございます。今般、その手続の一環として、年度末をもって閉館する旨のお知らせを住民の皆様やご利用いただいている皆様に周知するため、広報紙、ホームページなどに掲載することで準備を進めておりますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

最後に、来る11月21日、日曜日に第12回となります広域イベント「やっぺえ」を開催いたします。今年度は初の試みとして、結城、筑西、桜川の各市のまちおこし料理が競演いたします。皆様のご臨席を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、今定例会への提出議案等について概要を申し上げます。議案第9号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案第10号は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、職員の育児休業に関する条例等の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、総務省令の一部改正に伴う火災予防条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号は、消防車両購入に伴う一般会計の補正予算でございます。

続きまして、認定第1号は、平成21年度の一般会計、筑西ふるさと市町村圏特別会計及び老人福祉事業特別会計の決算についてそれぞれ認定をお願いするものでございます。なお、主な事務事業等につきましては、決算主要施策説明書を併せて提出いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（新井利平君） 次に、日程第4、一般質問であります。

一般質問は、通告順に従って発言を許します。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は3回まで、答弁を含め60分以内、質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、13番、榎戸甲子夫君。

[13番 榎戸甲子夫君登壇]

○13番（榎戸甲子夫君） おはようございます。

通告いたしました溶融スラグ利用促進について、これにつきましては、2年前、2月にこの場で質問しておりますが、当時の管理者と事務局長が今の管理者と違いまして、新たなご指導といたしますか、意識といたしますか、そういったものを求めて再度溶融スラグ利用促進についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、正副管理者3名に質問をいたしたいわけですが、その前に事務局長より最終処分費用、いわゆる環境センターから出る最終処分の費用のこの5年間の数値の推移、これをまずお尋ねをして、3人の首長さん方、正副管理者の方に質問を投げかけたいと思います。

その前に、私のこれは持論でございますが、筑西市の広報紙がつい先月出まして、筑西市3R広報紙ということでございました。3R、つまりリデュース、リユース、リサイクル、この運動を展開し、先ほど市長が申しましたように、いかにごみを資源化し、さらに資源化された、それによって我々の財政の幾らかでも救いになるのであろうかと思われま。この広報紙の一部に、これは筑西市だけに限るのですが、市全体で年間約12億6,000万の経費がかかっております。1人当たりでは約1万1,500

円かかっている。ですから、ごみ処理の経費を減らすためにリサイクルにご協力下さいと市民に訴えております。ということは、これは筑西市のみならず、結城市におかれましても、桜川市におかれても同じような運動を展開していると私は考えております。

こういう一方で、肝心のもう一つのリサイクルのかなめとして、あの優秀な溶融スラグが搬出されながら、年々そのはけ口といえますか、その努力がどうも乏しいのではないかと、そういう気がいたしますので、ここに私は溶融スラグの条例化をしてはどうかということを再三申してきております。その点につきましても、管理者からのご意見をいただきたいと思っております。

では、まずはこの5年間の最終処分費用の数値をお尋ねいたしまして、それをベースに次の質問に入りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新井利平君） 榎戸甲子夫君の1回目の質問に答弁願います。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 榎戸議員さんのご質問にご答弁を申し上げます。

溶融スラグの条例化につきましてはこれまで余り論議されませんでした。循環型社会に向けての一環として、溶融スラグ条例化は大きな検討課題だというふうに認識をしているところでございます。

また、溶融スラグを条例化する場合は、品質管理、利用方法、圏域内での使用等条件整備も必要となっておりまして、構成3市の職員による筑西広域圏内環境保全研究会の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

詳細につきましては、環境センター長のほうからもお答えを申し上げます。

○議長（新井利平君） 赤野間環境センター所長。

〔環境センター所長 赤野間敏雄君登壇〕

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 榎戸議員さんの質問にお答えいたします。

溶融スラグの最終処分の費用でございますが、平成22年度4月から10月末現在までの生産量は2,191トンで、そのうち茨城県リサイクル建設資材認定証を受けている3道路会社に903トンを搬出しており、そのうち465トンが有効利用されております。残り1,287トンを茨城県が100%出資の財団法人茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまに処分をお願いしております。処分費用であります。2,113万円支出しております。

過去5年間の溶融スラグ量でございますが、1万9,946トン余り生産され、道路会社に1万4,446トン搬出してあります。そのうち、有効利用量は8,518トンであります。処分量と金額でございますが、17年度は2,541トンで8,731万円、18年度は1,237トンで2,572万円、19年度は全量有効利用されておまして処分費用はございません。20年度は695トンで1,376万円、21年度は1,027トンで2,033万円、合計で5,500トン、1億4,712万円ほど支出しております。景気低迷を反映して、ここ3年間、溶融スラグの有効利用量が減少し、処分量が増加の傾向にございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 榎戸甲子夫君。

○13番（榎戸甲子夫君） 再質問いたします。

まずは、条例化に向けて前向きな姿勢をいただきましたので、大変安堵しております。

そこで、今センター長から報告がございました最終処分費用、平成19年度にゼロになったという実績がございます。本来、こういう形であれば、ゼロという実績が出た以上は、それから上がることなく、前後して、多少の事情によっては、多少、1,000万程度は仕方ないにしても、ここ20年、21年度と1,300万から2,300万、果たして22年度はもう少し上がるのではないかと。財政逼迫の中で、やはりこういう努力をしてしかるべきと私は思うのであります。19年度にゼロになったのがどうしてこうなったかといえ、最終処分にかかる努力が少なかったのではないかと私は思うのです。

そこで、先ほど管理者からおっしゃいました熔融スラグの性質と申しますか、これは19年の9月に環境省大臣のリサイクル本部長から通達が来ておりまして、これは日本工業規格の品質に適合した製品であると、このようなお墨つきをいただいているのであります。そういう優秀な、いわゆる我々のまちから出たごみをこのようにリサイクルの賜物として資源化して、それを経費削減の一つの方策とするということが、これは私は行政のご努力ではないかと思うのです。

そこで、この環境大臣の通達によりますと、設計図書に明示をし、熔融固化の適当な利用についての十分な配慮を行うというお達しがございましたのですが、実は前の一般質問の際に私は申し上げました。これは今ですから、はっきり申し上げますが、桜川市においての公共工事において、設計図書に熔融スラグが明示してあるにも関わらず、業者は熔融スラグを使わずして施工してしまったということもこれは事実なのであります。これは、中田市長さん、副管理者、きっとご存じかと思うのですが、そういう問題と、昨今は県外から我々の熔融スラグを買い付けに交渉に来られた方があるということになっておりました。これがどうも、まだうわさの域ではあります、結城市、つまりこの圏域内の法人に供すれば買う権利があるのではないかと、そういうお話だったそうでございます。

よって、私は、よくほかの、農産物などで表現されるいわゆる地産地消、我々のごみは我々の資源として我々の地域に返すという、地域循環型リサイクル社会ということと併せて地産地消ということの頭に浮かべれば、このお宝ともいべき熔融スラグをもっともっと有効活用して、それにはまず、民間は絶対的に数量は少ないわけですから、構成3市の方々がこの圏域でこれをさばける工夫とか、いわゆる条例化、そういうことで促進をするならばこの最終処分費用が常に私はゼロに等しいと、このようになるのだと思うのです。

そこで、再質問をまとめますが、まず結城の市長さんであります副管理者の小西市長さん、まずは質問の前に、昨日、無形文化遺産に結城紬がなると、これは新聞でもそうでありまして、テレビでも何度もこれは報道されておりました。まず、おめでとうでございます。その市長さんのコメントに、世界遺産の結城紬を後世に伝えることは行政の責務と思うと、当然でございます。そのもう一つの責

務に、やはりこういった、我々のこの圏域、まちで起きている財政困難なゆえに、あらゆるところで経費削減のためには、ごみに関わる溶融スラグが結城市においても、県外からあおられるようなことなく、やはり率先してこれは行政内で検討していただき、そして3市が合同協議の上で条例化し、スムーズに行っていくべきだと私は思うのです。そこで一言ご答弁をお願いしたいのですが、これはうわさです、結城界隈の工事のために使うから、溶融スラグを譲ってほしいという業者が県外から広域事務組合のほうに打診があったそうなのですが、その辺のおうわさはお耳に入っていますでしょうか。

それと、3回しか質問できませんので、ちょっとお時間下さい。副管理者の中田市長さんにもお尋ねいたしますが、かつてあったことを私は責めておりません。ただ、まだ行政も業者もなれていないという中で、そういうミスといいますか、設計図書に従わずしての工事が行われた。今後このようなことがないように、十分にその辺をお察しいただき、速やかに溶融スラグをどんどん行政内の公共工事に使っていただくことをひとつお約束をしていただきたいと、このように思うわけであります。

そして、管理者の吉澤市長さんにまたお尋ねをいたしますが、先ほど議長にお許しをいただいて、正副管理者お三人にこのような資料をお渡ししてございます。これはあえて固有名詞を申し上げますが、10月23日の茨城新聞に報道されました。あの環境センターのすぐ隣接している関東道路という土木業者が国土交通大臣賞を表彰されたと、全国の142の推薦の中でたった10社に選ばれたという、大変たたえられる業績を残したわけであります。これはまさに、我々のまちから産出される溶融スラグを、この会社が再生アスファルト合材と一緒にまぜてエコファルトという資源をつくりまして、それをこの圏域に工事用として使うという製品をつくったわけです。それがなぜ国土交通大臣賞までいただくことになったかと申しますのは、まさにリサイクル、地球還元型社会に貢献しているという、それが認められたわけです。そういう会社が我がまちにあるということは、これをお互いに、いわゆる官民一体となってリサイクル社会に向けてこれは使うわけでありますから、そうなりますと、我々のまちから出るごみの受け皿がこういう立派な会社ができたとすることは、これはまさに条例化をして、このエコファルト、つまり溶融スラグの最終処分のための速やかな条例化に向けて私は早急にでも検討していただきたいと思うわけであります。

あともう一つ、蛇足でございますが、常総広域でも今環境センターなるものを建設中だそうなのですが、次から次に後から出る環境センターなるものはかなり精度がよくなってきておりまして、多分に常総広域では、この溶融スラグにつきましてはかなり広範囲にきちんとした形でつくられるのであろうという情報も得ております。そうなりますと、常総広域より先んじた筑西広域の、高性炉がある我々の地域でいまだに何の方策もとられずにただ山積みになっている状態、これがいかなものか。そういうことで、お三方のご意見等をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（新井利平君） 榎戸甲子夫君の2回目の質問に答弁願ひます。

小西副管理者。

○副管理者（小西栄造君） それでは、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、結城紬に関しましては、本当に皆さんのご支援をいただきまして、今回ユネスコの文化遺産ということになりまして、実は昭和50年の全盛期には3万反から3万3,000反ぐらい生産されたものが、ここ、ついにボーダーラインの3,000反を割ってしまいまして、2,300反ということでございます。これは、生活様式の変化や着物を着なくなったのです。そんなことがありまして、できるだけ日本文化の和という意匠につきまして、本当にこれ以上衰退しては困るということでございますけれども、結城でもいろいろと方策を講じながら何とかこれの振興に努めております。そのためには、一番は着る機会をつくるということで、全国でもいろいろ、繊維の産地問屋が結束しまして、稲盛和夫さんが京都の商工会議所の会頭をしているときに、全国のそういう結城紬等の生産団体が15社ぐらいで今、会をつくっております、毎年1回、会合を開いて、そして普及、振興に努めておるわけでございますけれども、なかなか思うようにいかないというのが現状でございます。

今、結城紬というのは、小山でも大体半分ぐらい、中島とか梁とかでつくられておりまして、結城と大体小山と半分ずつぐらい生産しておりまして、幸い小山市も、小山ブランドというふうな意図もあるらしいのですが、非常に結城紬に積極的に取り組んでくれておりますので、今後とも、私は、結城市だけではなくて栃木県小山市も産地であるということで、お互い協力しながら販売体制、それから普及に努めていきたいと思っておりますが、経済的なこともありますので、なかなか難しいわけでございますけれども、できるだけ地域の皆さんのご支援をいただきたい、そのように思っております。

それから、溶融スラグの条例化の問題その他でありますけれども、これはまさしく、本当に、捨てるか、使うかではえらい違いがありまして、これを完全に利用できれば財政的にも非常にプラスになることなので、これは真摯に考えておりますし、大事な問題だと思っておりますが、ご指摘がありました結城市で溶融スラグを使いたいということで申し出があったという件につきまして、本当に申しわけありませんが、私の耳に入っておりません。かねてより、職員には市長に報告すべき事項以外でも大事なことは報告せよと言っているのですが、教育の不徹底で誠に申しわけありませんが、このような重大な情報が、私が今榎戸議員が言われるまで知らなかったということで非常に不明に恥じておりますけれども、ぜひそういうときには私自らが裁断して、どういう方法かで使えることになるように今後努力していきたいと思っておりますので、誠に申しわけないと思っております。

さて、条例化につきましては、品質管理、利用方法など、構成3市によりまして検討し、統一してまいりたい、そのような努力を今後してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利平君） 中田副管理者。

○副管理者（中田 裕君） 榎戸議員さんの質問でございますが、まず溶融スラグ、桜川市、19年度、ちょっと使っていないのではないかとございまして、実は先ほど小西市長さんが結城紬の件でいろいろお話をしておりましたが、我が桜川市も今年の6月に町並みが評価されまして、重要伝

統的建造物群保存地区に選定をされました。茨城県でも初めてでございます。そういう面で、観光振興という面で道路の整備をこれからしっかりとやらせていただきたいな、そのときにはしっかりと溶融スラグを使うような形で指導をしてまいりたいというふうに考えております。またいずれ、溶融スラグの条例化については、先ほど吉澤管理者が言われたように、3市でしっかりと検討をして答えを出していくのがよろしいのかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（新井利平君） 吉澤管理者。

○管理者（吉澤範夫君） 榎戸議員さんの再質問にご答弁を申し上げます。

無駄のない効率的な広域行政運営を案じてご提言をいただいたというふうにご受けとめていただいております。議員さんご指摘のとおり、溶融スラグの処分量は、19年、20年、21年、22年と若干増加傾向にあるというのは否定できないところでございます。これから構成3市の道路行政のほうにもお願ひをしていかなければならないと思っておりますし、筑西広域圏内の県道を担当してございます筑西土木事務所のほうにもお願ひをしていきたいというふうに考えているところでございます。

平成19年のゼロにつきましては、積極的に舗装関係にご活用いただいたということもございすが、関係業者さんが自社の資材置き場のほうにストックヤードを確保して、そちらのほうにすべてストックしていただいたということで処分費用がゼロであったというふうにご認識をさせていただきます。

条例化のほうにつきましては、副管理者のほうからもありましたように、構成3市において前向きに検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（新井利平君） 榎戸甲子夫君。

○13番（榎戸甲子夫君） 3回目は質問ではございせん。大いに期待をいたしまして、構成3市のこれからさらなる前向きな姿勢をここにお願ひをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新井利平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（新井利平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、5番、三浦 讓君。

〔5番 三浦 讓君登壇〕

○5番（三浦 讓君） 議長のお許しが出ましたので、早速質問をさせていただきたいと思ひます。

通告していた4点ですけれども、まず1点目、救急出動について伺ってまいります。事前に通告で細かく状況の項目をお知らせしておきました。搬送状況で、広域で3つの市がありますけれども、3市別の搬送時間を10分刻みで見たいということでお願ひしました。

それから、3市の中をさらに細かく見たいと思ひまして、合併する前の旧市町村別に搬送する

人員はどれだけなのかというところをお願いします。

それから、3つの市、3市別にどういうところに搬送されているのかというところで、管内では輪番5病院その他と、それから県内のほかの病院、それから県内でも間に合わず、県外へというところで大学病院など、そういうところが一体どれだけ人数が運ばれているのかというところをお尋ねいたします。

それが1点目ですけれども、2点目は救急体制の整備ということで、もちろん消防のほうでは一分でも搬送時間を縮めるために努力をしているわけですが、今が限界なのかどうか、それで一分でも縮めるために必要なことはどういうことなのかということ。それから、これは管理者に求めたいわけですが、管内には輪番5病院がありますけれども、そこが充実していればさらに早く搬送ができるだろうというふうに思うわけですが、それらの、今後のことですので、どのようにお考えなのかということ、5病院の充実がされていけばということになるとと思いますが、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

それから3点目は、ドクターヘリが現在稼働しているわけですが、現在の出場状況と併せまして、ドクターヘリでカバーできる部分とできない部分というのはどういうところなのだろうかというところをお尋ねいたします。

次に、大きな2点目です。入札情報の透明性ということで、広域関係の中では特殊な事業の発注というのがあります。それらが余り圏域住民には見えない、いろいろ話は聞きますが、なかなか見えづらいというところでお尋ねをするわけですが、1点目は入札の状況ということで、平成20年度から22年度にわたって、工事、物品、委託という請負の件数とそれぞれの総額をお願いしたいと思います。

それから、落札率はどうなっているのだろうかということで、5%刻みで見てみたいということを思います。95%以上というのは日弁連のほうでも談合の疑いありという部類に入れておりますが、ここでは一体どういうふうになっているのかということ、

次に2点目は、今お尋ねしましたような随意契約での状況はどうなっているのか、工事物品委託、各年度にわたってどうなのかというのをお願いいたします。

3点目は、予定価格の決定方法についてですが、現在は事後公表にしているということで、予定価格の決定の仕方と、それから事後公表にした検討の過程について伺います。

4点目は、入札書の書取書の閲覧状況はどうなっているのかと、これらの入札情報は当然公開されているわけですが、どれだけ圏域住民の目に触れているのかということをお尋ねいたします。

次に、大きな3点目、情報の公開性について伺います。情報は、今では情報公開条例がありますから、ほとんどの情報が公開されているわけですが、しかし、どれだけ目に触れているかと非常に疑問もあります。そこでお尋ねをするわけですが、先ほどお尋ねしましたような入札情報、それからこの議会でどういう質問があってどういう答弁がされているのか、市議会であれば議会だよりもに相当するような、そういう内容のもの、また議会の予定、そういったものを広報紙あるい

はホームページ、そういったものでもっともっと目に触れるようにすればみんなの関心も高まると、関心が高まれば市民の意見も出てくる、またそういった意見を取り入れたり、緊張関係が保てたりということ、そういう効果があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、大きな4点目、筑西地域の職業訓練センター、先ほど市長の冒頭のあいさつの中にも出てまいりましたけれども、政府の廃止方針があるわけですが、それを受けてどのように検討した経過があるのかということと今後の対応ということですが、私は今回、広域議会は初めてですけれども、論じられてきたのだろうというふうに思うのですが、廃止、今年度をもって今の訓練センターは閉鎖をするという話が市長のほうから出されましたのでお尋ねをしますが、結局問題は、受益者である住民がこれからどうしたらいいのだろうか、閉鎖された場合にどうしたらいいのだろうか、その点をお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（新井利平君） 三浦 譲君の1回目の質問に答弁願います。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 三浦議員さんのご質問にご答弁を申し上げます。

緊急体制の整備状況ですが、3署5分署2出張所に10台の救急車を配置しておりまして、救急救命士の同乗する高規格救急車は7台配置してございます。高規格救急車につきましては、年次計画に基づいて更新をしているところでございますが、救急救命士との関連がございましたので、救命士の養成も考慮しながら更新をしていきたいと考えてございます。

現在、救急救命士は28名、救急隊員は161名で年間約6,800件弱の救急業務に従事しているところでございます。また、救命率を向上させるには、救急隊員、救急救命士の知識と技術のレベルアップが不可欠でございます。そのために、病院実習や検証会などに参加をしてスキルアップをしているところでございます。今後ますます増加するであろう救急業務を円滑に推進させるためにも、救急救命士の養成、高規格救急車への更新、さらには管内の病院の充実にも努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（新井利平君） 大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 三浦議員さんの一般質問にお答えいたします。

まず1つ目に、搬送状況についてお尋ねでございます。搬送状況につきましては、現場到着から病院収容までの時間を、先ほど10分刻みに資料として三浦議員さんのほうに提出させていただきました。その資料についてご説明したいと思います。

まず、現場到着から病院収容までの10分刻みの件数等でございますが、これは平成21年度でお話したいと思います。10分以内に収容できた件数が179人となります。20分以内が1,572人、30分以内が1,994人、40分以内が1,374人、50分以内が653人、60分以内が298人、70分以内が110人、70分以上が85

人となっております。これらを見ますと、30分以内で収容されている人の割合と申しますのは65.9%の状況でございます。さらに、70分以上過ぎるといふような人の割合につきましては1.7%というふうな状況でございます。

さらに、今度は市町村別の搬送人員になりますが、これは全体で6,429人の患者を搬送しておりますけれども、そのうちの桜川市さんは23.5%の割合でございます。さらに、筑西市さんは53.2%、さらに結城市さんが23.1%の各市町村別の搬送人員の数値になろうかと思っております。

続きまして、今度は収容先の病院、つまり医療機関に搬送した件数等でございますが、21年度中に先ほど言いましたように6,265人の患者さんを搬送してございます。その中で、管内、これは輪番5病院、そのほかに2次告示病院、こういうものがございまして。この管内に搬送した人員が3,728人でございます。パーセントで申しますと59.5%。さらに、管内を除いた茨城県内ですけれども、これは医療機関施設で申しますと、筑波メディカルセンター病院とか県立中央病院とかという茨城県内の病院でございまして、県内の病院に1,322人、21.9%の割合でございます。続きまして、茨城県を除く県外、栃木県あるいは埼玉県、東京まで行く場合もございまして。県外に搬送した人員が1,215人で19.3%というふうな、各管内、県内、県外の医療機関への搬送状況でございます。

続きまして、搬送時間の短縮についてでございますけれども、実は現場到着から医療機関収容までの平均的な時間というものが当本部としましてはデータをとっているわけですが、これら平均時間につきましては、18年につきましては26分12秒、19年には27分54秒、20年につきましては30分42秒、21年度につきましては29分48秒というふうな平均時間が出ております。17年と21年を比較しますと、やはり6分18秒の遅れが生じているのが現実でございます。

この搬送時間の短縮について、どういうわけで搬送時間の遅延が生じているのかと申しますと、1つ目には、現場にて高度な応急処置を施すようになったというのが一つの要因であります。つまり、以前の救急業務につきましては搬送だけの業務でしたけれども、救急救命士制度ができてからさらに現場で高度な応急処置を施すようになりました。このために、現場でも時間がかかるようになったというのが一つ要因にあります。さらに、より詳細な患者情報を医師に報告するために、患者を観察するための時間も以前よりはかかるようになってしまった。さらに、交通事故等につきましては救出時間、これ等が必要になってきます。現場へ到着してから救出に入るわけですが、そういうような救出時間のための時間も必要になってきた。さらには、収容医療機関の決定に、これは特に夜間、休日等でございますけれども、時間を要しているということがございます。結果的には、管内、管外あるいは県外の、つまり遠方の医療機関に収容することになってしまい、結局時間を要しているというふうな状況かと、こう思っています。

では、この一連の時間を短縮するためにはどうしたらいいのかと申しますと、やはり救急隊員個々の処置及び観察能力の向上を図るといふことと、傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準を23年の1月から施行しまして、本格運用は4月からというふうなことで今進めているわけですが、

これら受け入れに関する実施基準等を最大限活用した早急なる収容医療機関の決定が必要であると考えているところでございます。

続きまして、ドクターヘリの件でございますけれども、ドクターヘリにつきましては、その運用につきましては茨城県が主体でございます。茨城県が主体となりまして、2つの病院、これはまず1つ目が水戸市にあります水戸済生会病院、さらに茨城県にございます国立水戸医療センター病院、この2つの病院が基地局となりまして、県内全域をカバーしているというような状況でございます。運航につきましては、本年7月1日からでございます、年間を通じて出場するという事になってございます。運航時間につきましては、原則8時半から17時30分までとなっておりますが、日没時間等によって変動することもありますし、あるいは雨、風等の気象条件によっても運航しない場合もあるわけでございます。

ドクターヘリの出場要請基準につきましては、1つ目として生命の危険が切迫している場合、さらには重症患者であって搬送に長時間を要する場合、さらには特殊救急疾患、これは重症の熱傷あるいは多発外傷、手指切断等の患者で搬送時間の短縮を図る必要がある場合、それとさらには救急現場で救急診断処置に医師を必要とするときなどに要請するというようなことになっております。

また、出場要請はだれがするのかといいますと、出場要請につきましては、消防本部の通信指令課員、または出場中の救急隊員でございます。また、ヘリが安全に離発着するためのランデブーポイント、これは指定ヘリポートと申しますけれども、ここへ消防隊を出場させまして、散水あるいは着陸誘導、周囲の広報など、救急隊以外の支援隊の協力が必要になってくるということでございます。管内のランデブーポイント、先ほど申しました指定ヘリポートにつきましては、筑西市では38カ所、結城市で16カ所、桜川市で23カ所の計77カ所を指定してございます。

また、7月1日から9月30日までの県内のお出場の状況でございますが、104件の要請に対し79件をお出場でございまして、74名の患者をヘリにより搬送しているというような状況でございます。それでは、当管内ではどうかと申しますと、筑西管内におきましては3回を要請してございまして、実際にお出場のしたのは1回だけで、水戸済生会病院に搬送をしているというような状況でございます。

以上がドクターヘリ等の関係でございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 三浦議員さんの入札情報についての質問についてお答えいたします。

まず、入札の状況でございますが、平成20年度は、工事件数で26件、契約合計額は1億4,743万7,200円、物品購入件数につきましては34件、契約合計額は2億1,417万3,477円、委託件数につきましては30件、契約合計額は1億7,170万7,550円でございます。落札率につきましては、95から100%未満が55件、90から95%未満が14件、85から90%未満が10件、80から85%未満が3件、75から80%未満が5件、

75%未満が3件となっております。

次に、21年度でございますが、工事件数で28件、契約合計額は1億6,152万1,400円、物品購入件数で41件、契約合計額は2億6,990万7,397円、委託件数につきましては24件、契約合計額は1億8,155万5,500円でございます。落札率につきましては、95から100%未満が49件、90から95%未満が18件、85から90%未満が3件、80から85%未満が7件、75から80%未満が5件、75%未満が11件となっております。

それと、今年度についてでございますが、10月末現在となります。工事件数が18件、契約合計額は1億267万9,050円、物品購入件数につきましては28件、契約合計額は3億1万8,140円、委託件数につきましては28件、契約合計額は1億3,077万2,250円でございます。落札率につきましては、95から100%未満が40件、90から95%未満が10件、85から90%未満が10件、80から85%未満が4件、75から80%未満が3件、75%未満が7件となっております。当組合の入札手続に関しましては、関係法令を遵守するとともに、組合財務規則に規定してありますとおり、筑西市の規則や要綱等に準じ、公正に入札をとり行っているところでございます。

続きまして、随意契約の状況でございます。随意契約につきましては、見積もり合わせによる契約状況となりますが、平成20年度は、工事件数につきましては31件、契約合計額は3億1,260万1,800円、物品購入件数につきましては2件、契約合計額は138万9,276円、委託件数につきましては32件、契約合計額は5億7,597万3,060円でございます。

次に、平成21年度につきましては、工事件数が38件、契約合計額は2億5,229万2,950円、物品購入件数につきましては9件、契約合計額は6,978万280円、委託件数につきましては27件、契約合計額で5億6,931万3,150円でございます。

それと、今年度につきましては、10月末現在となりますが、工事件数が23件、契約合計額は1億8,412万6,950円、物品購入件数につきましては5件、契約合計金額は309万1,980円、委託件数につきましては29件、契約合計額は6億6,294万2,700円となっております。なお、これら見積もり合わせの随意契約につきましては、組合事務の特殊性から競争に適しないものという、地方自治法あるいは同法の施行令にのっとり、適切に処理しておりますことをご理解いただきたいと思います。

続きまして、予定価格の決定方法、事後公表にした検討過程でございますが、まず予定価格の決定方法につきましては、工事であればその内容、施工箇所の施工条件、過去の同種事業の実績等から適切に価格を決定しているところでございます。

また、事後公表にした検討過程につきましては、予定価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合が容易に行われる可能性があること、今後同様の入札において予定価格を容易に類推させるおそれがあることなどを踏まえまして、今年度より実施することに至った次第でございます。

それと、入札書取書の閲覧状況でございますが、入札書取書の閲覧状況では、平成20年度、平成21

年度が各1件、今年度は10月末までで1件の閲覧がございました。入札関係書類の閲覧につきましては、筑西市公共工事等における入札及び契約等の公表に関する要綱に準じ、事務局にて閲覧に供しているところでございます。

続きまして、入札等の情報公開の件でございますが、当組合の情報公開につきましては、平成15年10月1日に、組合の実施機関が保有する情報の一層の公開を図るため、筑西広域市町村圏事務組合の情報公開に関する条例等を制定し、公正で透明な行政運営を推進しているところでございます。また、組合議会の情報公開といたしましては、筑西広域事務組合議会に関する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則により実施をしているところでございます。

ご質問の入札結果の公表につきましては、事務局におきまして閲覧できるような体制になっております。また、議会質問に関する情報公開としましては、会議録に記載し、公開をしております。その議事録の情報公開としましては、地方自治法第123条並びに筑西広域事務組合議会会議規則第72条の規定に基づき会議録を作成し、平成21年第2回議会定例会の会議録より関係3市の議会事務局及び図書館等へも配付をいたしております。併せて、関係市議会議員及び一般住民の方々が閲覧できるような体制になっております。また、事務局に来庁いただければ閲覧できるようになっていることも併せてご答弁申し上げます。

それと、議会の予定の公表でございますが、筑西広域市町村圏事務組合議会の定例会の招集時期を定める規則によりまして、議会は毎年2月及び10月としておりますが、現状では予定日の公表までは行っておりません。今後の対応としまして、組合ホームページ及び広報紙等にて可能な限り情報公開を行っていきたいと考えているところでございます。

訓練センターにつきましては、訓練センターの所長からご答弁申し上げます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 井関筑西地域職業訓練センター所長。

〔筑西地域職業訓練センター所長 井関幸雄君登壇〕

○筑西地域職業訓練センター所長（井関幸雄君） 三浦議員さんの質問にお答えいたします。

まず初めに、三浦議員さんから、最初の管理者のあいさつで閉鎖するということを言ったと、これは言わなかったと思うのですが、それを踏まえましてお答えしたいと思います。

政府の廃止方針と経過につきましては、平成20年12月24日に閣議決定されまして、平成22年度末をもって雇用・能力開発機構が廃止されることになりまして、平成22年1月21日に茨城県商工労働部職業能力開発課並びに雇用・能力開発機構茨城センター職員の方が当訓練センターに来訪しまして、地域職業訓練センターの今後の取り扱いについてという文書を持参いたしました。建物の譲渡を希望する自治体に対してはこれを譲渡する、また譲渡条件については早期に関係府省と協議し、追って雇用・能力開発機構から通知があるとの説明が当訓練センターに対してございました。その後、平成22年8月12日付で雇用・能力開発機構より譲渡価格等の提示が通知され、当訓練センターの土地所有者であ

る桜川市に無償譲渡することと譲渡後も公用、公共目的として利用することが掲示されました。以上が現在までの国等からの経過概要でございます。

これを受けまして、地域職業訓練センターの今後についてでございますが、関係3市の担当部長で構成します幹事会並びに常任幹事会、さらには正副管理者会議におきまして協議を重ねてまいったところでございます。現状といたしましては、職業訓練は必要との認識に立ちまして、建物の無償譲渡を桜川市が受けまして、広域事務組合が建物を管理し、講座等運営を職業訓練法人の筑西職業訓練協会が継続する方向で関係3市との合意形成が図られたところでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 三浦 讓君。

○5番（三浦 讓君） 何点か質問したいと思いますが、まず救急関係のほうです。

先ほどの資料を報告していただきました。それを見てもみますと、各市の、3市の状況というのがよく分かるというふうに思います。そういった中で、今後、下妻・筑西医療圏の中で県が計画している新中核病院、こういったものも念頭に置きながらさらに救急の充実を図っていかなくてはならないだろうというふうに思うわけですが、新中核を考える上で私はこれは貴重な資料になるのではないかなというふうに思っているわけです。

先ほど消防長からもお話がありましたように、時間のかかる理由というところが何点か示されました。なるほどというふうに思いました。それと、結局問題なのは、この広域圏の中での病院が充実していればもっともっと早く運べるということは、これは当たり前の話ですけれども、ところが、現実には医師不足などによって救急体制がきちんとそろっていない、受け入れ態勢がちゃんとなっていないというところに遠くの病院にまで運ばなくてはならないという問題が出ているわけです。

中核病院、新中核病院はもちろん今後期待されるわけですがけれども、現在の中核病院、これも充実させないとならないだろうというふうに思うわけですが、私は、特に新中核病院の問題がありますけれども、これは桜川市の県西総合病院、それから筑西の市民病院が統合、再編という話になっておりますけれども、それによって、例えば現在の公立病院が診療所のようなものになってはいけないだろうというふうに思うのです。逆に、やはり今の中核病院それぞれがちゃんと充実をしないとしない、救急体制が整っていかないということになるわけですから、そういう方向で今後臨んでいただきたいというふうに思うのです。新中核病院の位置の問題もありますけれども、やはりそれぞれの現在の中核病院が充実するという方向で考えていかないと単なる誘致合戦ということになりかねませんので、私はそのところを、こういったデータをもとに、冷静に、市民のため、住民のためにはどうしたらいいのかという答えを導き出さなくてはならないだろうというふうに思います。その点、管理者はどのようにお考えなのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、入札状況も報告いただきました。私は特に注目したいのは、予定価格の事後公表に切り

かえたという点です。やはり、事前公表しているところが各地で多いわけですが、事後公表にしたほうが、先ほど検討した内容、理由をお聞きしましたが、落札率が高どまりになるのを防ぐとか見積もりを各業者がするのを、予定価格を示すことによって、それに関係なくそれに近い額を入れるといったようなこと、それから談合の問題、それから類推されるという問題、こういったことがやはりきちんと検討されたのだというふうに思っています、私は評価をしたいというふうに思います。これは、やはり今後、ほかの自治体の中でも広げていくべきではないかというふうに思います。

それから、情報の公開性の問題でお尋ねをするわけですが、先ほど入札の書取書の閲覧状況というのは各年度1名といったような状況です。ですから、ほとんど中身は知られていない、100%に近いほど一般の住民には知られていないということになると思うのです。それで、やはりそういうところに関心を持つことによって市民の意見も来る、緊張関係も起こるということが必要だと思いますので、やはり自発的に積極的に情報を知らせていく、情報公開条例があるからいいというのではなくて、積極的に知らせていくことが先ほど言ったような相乗効果を生み出して、結果的には税金の使い方がきちんとしてくるわけで、市民に還元されていくというふうに思います。先ほどホームページあるいは広報紙でできる限り知らせていくという答弁がありましたけれども、それはどういう内容を今念頭に置いての答弁だったのかということで、入札情報、それから議会でのこういった質問のやりとり、議事録はあちこちに置かれておりますからいいですが、ホームページでそういうのが閲覧できる、議会の予定、こういったことを再確認したいと思います。

職業訓練センターの点ですが、ここで1つだけ確認をしたいと思います。現在あるいはこれから受講しようという住民の方々が、このメリットというのは安く受けられるというところです。就職に有利な資格などを安く講習を受けられる、それから懇切丁寧な指導が受けられる、年間約2万人が活用しているという状況があります。これが今のような安い受講料で今後も同じように受けられるのかどうかという点。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（新井利平君） 三浦 譲君の2回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） ただいま三浦議員さんのご質問ですけれども、病院体制のあり方ということかと思いますが、当消防につきましては、救急体制については十分な協議もしますが、病院体制につきましては全くの担当外でありまして、病院がどうあるべきかということは私のほうからは申し上げられませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

〔「この件については、先ほど管理者に」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 先に、今の質問の中で最後に管理者にお願いをしたいと思っています。ちょっと、先に説明を櫻井事務局長のほうから、今ではなくて。今現在、向こうからの質問に答えてやって下さい。

○事務局長（櫻井 篤君） 三浦議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

まず、予定価格の事後公表等に関する部分でございますが、こういうものをやりながら、できる限り透明性の確保に努めていくよう努力させていただきたいと存じます。

それと、入札情報の閲覧の周知ということでございますが、先ほど具体例としましてホームページとか広報紙というのを申し上げましたが、それ以外でも考えられる媒体を十分活用しながら、多くの方に閲覧をしていただけるような周知を考えていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 井関筑西地域職業訓練センター所長。

○筑西地域職業訓練センター所長（井関幸雄君） 今議員さんがおっしゃったとおりに安い受講料で来てくれているということでございまして、皆様方が随分安いというようなことで言っていただきまして、今のところは上げることはないと思います。また時代が変わりまして、どのようになるかわかりませんが、今の現在では上がらないと思います。

〔「来年度以降も同じということ」と言う人あり〕

○筑西地域職業訓練センター所長（井関幸雄君） （続）はい、同じです。

○議長（新井利平君） それから、今、譲議員からありました管理者に云々ということになりますと、広域の議会なので、ここでの答弁はできないということになります。

それでは、吉澤管理者が答弁するそうです。

○管理者（吉澤範夫君） 三浦議員さんの再質問にご答弁を申し上げます。

議員さんご指摘のように、筑西・下妻医療圏は医療過疎地帯になりつつあるということで、昨年から国が進める地域医療再生臨時特例交付金事業に対しまして、茨城県が事業主体となって地域医療再生計画を提出いたしまして、この1月に厚労省のほうから事業が採択になったということで、様々な取り組みを県のほうでもしていただいておりますので、議員さんのほうに提出をさせていただいたこの資料も踏まえまして、地域ニーズに合致した形で医療体制の充実を図っていただけるように強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新井利平君） 三浦 譲君。

○5番（三浦 譲君） この救急問題では、今管理者からデータをもとにしながらという客観的なやり方でいくのだという話をお伺いしまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そのときに念頭にぜひ置いてもらいたいのは、やはり救急の向上ということでは、先ほど言いましたけれども、公立病院が診療所になるというようなことでは、これは救急体制の後退ということになりますので、やはりこれは市民のため、住民のためにも、それぞれを後退させる、縮小させない方法ということで、どちらかが有利になるとかどちらかが不利になるというような検討では、これはだれのためにもなりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、情報の公開については、積極的な答弁をいただきましてありがとうございます。また、

職業訓練センターについても、これからも同じ受講料で来年度も受けられるということですので、安堵をいたしました。

以上、ありがとうございました。

○議長（新井利平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（新井利平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、7番、稲葉里子君。

〔7番 稲葉里子君登壇〕

○7番（稲葉里子君） 議長さんの許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

事業評価について、まず各事業についての内部評価を行っているのか、外部評価はどのようにしているのか、それから2番目が筑西遊湯館の健康施設としての利用率を上げるための手だて、それから火葬場業務の公的施設運営にはどう取り組んでいるのか、それから大きな2番の福祉センターあまびきについて随時質問をさせていただきます。

筑西広域市町村事務組合は、財政運営、予算執行するのに、その財源は大部分が関係3市の分賦金であることから、効率的な事務事業の推進を図ってほしいと思います。広域市町村事務組合は、交通、情報通信手段の発達や経済活動の活性化に伴い、住民の日常社会生活の行動範囲は現在の市町村の区域を越えて拡大していることから、個々の市町村の行政区画を越える様々な住民ニーズが生じ、また個々の市町村で対応しては、効率性、総合性の観点から、無駄が多い行政分野、ごみ処理、火葬場、消防などを行っております。これらの事業を正しく広域市町村圏で行うことが、個々の市町村で行うよりも、住民サービスの向上、安心、安全確保、効率といったメリットがあります。この原点を忘れてはならないと思います。この原点がなくなるとは、広域行政のメリットはなくなってしまいます。

現在の3市への分賦金負担は、重く各市にのしかかっていると思っております。本体の3市行政は、行革、職員を減らし、予算を減らし、コピーの枚数の制限をしたり、裏側に印刷して工夫をしたり、行政評価などをして市民にも公表しております。今行っている事業について行政内部で評価をし、効率的な事業を推進しているのかどうか伺いたいと思います。そして、外部の評価も行っておればお話しを願いたいと思います。

まず、遊湯館について伺います。遊湯館は健康増進施設として開設されていますが、この館の目指すものは何なのでしょう、はっきりとお答えを聞きたいと思います。20年には1万1,484人も利用者が減少しました。21年には減少の幅は狭いが、7,372人と減少はとめられません。その理由として、近隣の類似施設のオープンや急激な景気の悪化の影響を受けていると事務局は分析しているようです。

また、新型のインフルエンザの感染で外出を自粛したと分析していますが、それだけの要因とは思われません。施設自体に問題があると思われませんが、それについて回答をいただきたいと思います。

21年10月に私は一般質問いたしました。要望の多いトレーニング機器を増やし、施設が古くなったので、計画的にリニューアルをするとありましたが、どんな計画がなされたのでしょうか。それから、プールとふろの移動が不便なことはお分かりかと思いますが、何か手を加えたのか、改善したのならどうしたのか、説明をお願いします。

利用者の利用状況を見てみますと、高齢者は毎月平均して2,000人から3,000人とばらつきはありません。大人は、子どもの夏休み、冬休み、休日に多くの方が利用している、子供と一緒に利用することも多いのだと思います。それから、子供は7月、8月、1月、3月、休日の利用が目立っています。おふろが多いのか、プールが多いのか、同じ600円の切符で入りますので、現状はつかめておりません。利用の多い時期にいろんな催事日を設けたり、それから利用者にサービスをしたりということをおつづけていったらいかがでしょうか。これについてお答えをいただきたいと思います。

火葬場について質問いたします。きぬ聖苑の斎場使用件数が年々減少しております。どうとらえているのでしょうか。民間葬斎場が地域にたくさん整備され、小さなお葬式を好む方が増えてきているのも一つの原因と思われる。老朽化した施設の整備、改修を図り、会葬者の立場に立った施設運営を展開していくと、この間の、たくさんいいことをやった、事業をやったという資料の中にこういうふうを書いてあったのですけれども、それについて今どうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

火葬場の場合は、結城が466人、筑西市が1,228人、桜川市が591人、2,322人が利用しているのですけれども、葬斎場のほうも減っているのです。葬斎場のほうが、結城市なんかも見てみますと、葬祭を仕事としている会社が10個もあるのですけれども、その中で5社だけなのです、自分の葬斎場を持っているのは。そうすると、あとの5社の方がきぬ聖苑を使うわけなのです。きぬ聖苑を使うにあたって非常に不便を感じているという声を聞きますから、それについて、分かる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

それから、3番目の福祉センターあまびきです。22年度末に、7月29日の全員協議会か臨時議会だったと思うのですけれども、廃止が案で出されて、その席で廃止が決まったように覚えております。スケジュール表によると、正副管理者会議にて職員配置協議予定とありますが、この職員配置について分かりやすく説明をしていただきたいと思います。筑西広域市町村圏組合の中で職員の配置を決めていくのか、また各参加している市にも依頼をしていくのか、分かった範囲で結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問はこれで終わります。

○議長（新井利平君） 稲葉里子君の1回目の質問に答弁願います。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 稲葉議員さんの一般質問にお答えいたします。

まず、事業評価でございますが、結論から申し上げますと、当組合では事務事業を個別に内部評価または外部評価をするような評価事務は行っておりません。ただし、内部評価に当たるものとしまして、決算時に各施設より事業の内容及び効果について報告を受け、その内容をもとに、関係3市の担当部長で構成します幹事に諮り、議論をいただき、決算主要施策説明書を作成しております。これをもとに、次年度の事業並びに予算に反映できるよう努力をしているところでございます。また、外部評価に関わるものとしましては、組合議員さんから選任されております監査委員さんより各施設の評価並びに要望等が意見として出されます。これらを参考に次年度の事業等に反映させているところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと存じます。

続きまして、福祉センターあまびきの廃止にあたり、職員配置はどうなるのかというご質問でございます。福祉センターあまびきにつきましては、去る7月26日に広域議会全員協議会を開催させていただきました。本年度末を廃止の目途としたいこと、それに伴いまして、県との協議、構成3市への規約変更の依頼等、各種手続と住民の皆様への閉館に関する周知などを先行的に進めさせていただきたくご説明を申し上げたところでございます。最終的には、来年2月に開催されます広域定例議会で設置管理条例廃止の上程をしまして、議決いただければ正式に廃止となってまいるところでございます。それを受けまして、あまびきの6名の組合職員につきましては、職員の意見等も聞きながら適正に配置をしていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 横田次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長。

〔次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長 横田有司君登壇〕

○次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長（横田有司君） それでは、稲葉議員さんのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、遊湯館についてでございますけれども、遊湯館につきましては、環境センター、きぬ聖苑及び屠場と、いわゆる迷惑施設が集中している地域、この地域の住民の皆様から強い要望のもと整備されました、地域還元の性格が高い施設でありますことをまず初めにご報告させていただきます。

このような背景のもと、筑西遊湯館は、平成15年4月の開館以来7年半が経過しておりますが、先月末日までに149万人余の方が来館されております。管理者のあいさつにもありましたが、間もなく150万人に達しようとしております。しかしながら、平成19年度の21万590人をピークに、20年度、21年度は減少傾向にあります。稲葉議員さんのおっしゃるように、第1に、この要因としましては、近隣においてお風呂やプールをはじめとした類似施設が多く整備されております。集客面で競合しているということがまず減少の大きな要因ではないかと考えております。それと、第2番目に、筑西遊湯館の施設設備等の経年劣化、これによりまして魅力の減退化、これらが想定されるのではないかと考えております。

このような中で、筑西遊湯館としましては、地域芸能発表会の開催、あるいは日がわりでの農産物を中心とした物産直売店、あるいは定期的な歌謡ショーの開演、そして料金的には、3月3日のひな祭りや子供の日、あるいは母の日等々の記念日に入館料を半額にするなど、これまでは施設のイメージアップと利用しやすさをアピールしてまいったところでございます。今後につきましては、昨今の健康ブームに目を向けまして、これまでヨガ、エアロビクス、ストレッチ等の教室に加えまして、トレーニングマシンでの体力増進指導、水泳教室あるいは健康講座等をさらに充実させまして、そういう健康増進のプログラムあるいはカルチャープログラム等を提供して、一人でも多くの方が筑西遊湯館に足を向けていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、料金の問題でございますが、おふろだけあるいはプールだけの利用の方にとっては高いという料金設定のご質問かと思っておりますが、昨年の定例会でも議員さんからご質問いただき、料金体系につきましては何度か内部でも協議いたしております。料金の改定でございますが、当然、改定するにあたりましては、チェック機能の設備、そういった設備面の改修と人的コスト、人的に配置しなければならない、そういうコストがかかりますので、当然財政負担の問題が発生してまいります。採算面並びに投資効果から考えますと、料金改正については難しい状況であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、プールのほうからおふろにかけての利用勝手の問題でございますけれども、プールからおふろに行かれる場合は、従来は水着から完全に服に着がえての移動をお願いしておりましたけれども、移動にあたりましては、40数メートルの距離を移動し、最少で160センチの廊下、それがございます。片側だけにマット等を施工して利用していただくという考え方もありますけれども、やはりどうしても滑りやすい廊下に水滴が飛散することは避けられないというふうなことでございます。転倒防止、けが防止の観点からも共用化は非常に難しいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、きぬ聖苑の火葬業務の公的施設運営に係る問題でございます。きぬ聖苑は、平成3年度から平成4年にかけて、火葬のほか葬儀をとり行える斎場を附帯した施設として整備更新されたものでございます。火葬に関しましては、墓地、埋葬等に関する法律のもと、きぬ聖苑の直接の業務としてとり行っているものでございますが、葬儀につきましては、式場、通夜、待合室等を貸し出し、葬儀執行者及び葬祭業者等がとり行う形態で利用していただいております。

建設当時は、葬儀につきましては自宅またはお寺等でとり行っている方が多い中で、斎場利用につきましては徐々に浸透し始めまして、数年後には多くの方に利用されてまいりました。しかしながら、火葬件数につきましては若干増加傾向にあるものの、斎場利用につきましては年々おっしゃるとおり減少傾向にございます。昨年度の決算では、6年前、平成15年と比較いたしますと3割減となっている状況でございます。これは、会葬者の移動負担あるいは住宅事情などによる葬儀執行者の意向を踏まえ、各地域における民間葬斎場の利用が高まったことなどが考えられます。

竣工以来18年目となる中で、当時からでは、葬儀作法の変化あるいは核家族の進展による住宅事情の変化、参列者の多様化などが進みまして、特にきぬ聖苑における斎場での利用形態につきましては、今後は利用者サイドの視点に立った施設整備について配慮すべきであると考えております。今後は、利用者の意向を幅広くとらえまして、民間葬斎場に比べ、料金の低廉なきぬ聖苑で効率的な葬儀をとり行うことができるよう、また使い勝手のよい施設であると評価していただけるような施設のあり方について、構成3市の協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 稲葉里子君。

○7番（稲葉里子君） それでは、遊湯館のほうから600円のお金は崩せないという、今それらしき回答をいただいたのですけれども、ほかの10カ所ぐらいのところを全部回ってまいりました。そうすると、南河内のふれあい館がお湯の質で一番トップなのです。300円なのです。65歳以上が200円、それから国分寺のゆうゆう館が300円、やすらぎの湯が400円、大平が300円、グリム館が300円、古河くつろぎ、プールとふろで500円。それから、突出してサービスを行っているのが、上三川にありますいきいきプラザでございます。これは上三川町でやっているのですけれども、非常に、全部が全部、サービスに徹しております。担当の方は、ここを一回、ぜひ見に行っていたきたいと思います。

それから、トレーニング機械を増やすということでしたが、それはまだ増えていないのでしょうか。

先ほどありましたエアロビクスとか、それからヨガとかやった後に、お教室のお金が500円ですって、500円払ってから、おふろが300円ならおふろかプールで汗を流そうと思うのですけれども、そこで600円加算されると1,100円になるということで、受講者たちがそそくさとおうちに帰るという現状を調べてまいりました。そこで、シャワー室もないわけです。シャワー室があれば、そこでレッスンを受けた後にシャワーで気持ちよく帰ってこられるという、だから、遊湯館はやるのがちょっとやっぱり徹底していないのだと思うのです。それは広域だからしょうがないということでは理由にはならないと思うのです。

上三川のいきいきプラザの資料が見つかりましたので、朝の9時半から夜の9時半まで、おふろは9時半から夜の10時半まで、プールが420円で、65歳以上が300円です。おふろは300円で、65歳以上は200円です。これは、5,000円券と3,000円券があり、1割がサービスになっているそうです。これはもっとすごいのが、子育て中の親のストレス解消に役立っているのだと思うのですけれども、いきいきプラザを利用する人に限り、朝の8時半から夜の9時半までの間、1時間500円で子供を預かって保育をしてくれる、2人ほど保育士がついて見てくれるのです。そうすると、若い人たちが非常にいきいきプラザに集まっている現状を見てまいりました。それから、南河内のふれあい館とか、みんな大体、65歳以上が300円とか200円とかになっております。それから、明野の元気館とピアスパークしもつまは、料金が700円、800円と高いのですけれども、ここは温泉を武器にしてやっていますので、結構大

成功になっていると思います。

それから、ご存じでしょうか。遊湯館のプールのほうで、脱ぎ着をする脱衣所のところで、皆さん、賢いといおうか、それとも変だといおうか、おにぎりなんかを持ってきて、こそこそと食べたりしている人もいますね、ファミリーで来て。夏休みに下の食堂でお食事をするとなると非常にお金が高いため、表でピクニックみたく食べたり、利用者はいろんな形で遊湯館を利用したいと思って利用しておりますので、もう一步、商売、ビジネスと考えて、もうちょっと考え方を変えていけばもうちょっと利用が上がるのではないかと思います。

それで、先ほど21年度決算主要施策説明書とありましたが、これの中の説明文が非常に具体的ではなくて、やっていることは非常にやっていると書いてあるのですけれども、やわらかいのです。もうちょっと具体的な例を挙げて、こういうことをやっていると、もっと細かくこの説明書を出していただければありがたいと思います。

それから、葬斎場です。葬斎場はあそこしかないのです、減るということはないと思うのですけれども、まず、あそこの葬斎場を使った人たちが、結城の場合を挙げてみますと、10件、葬祭社があるのに、5件だけしか自分の葬斎場を持っておりません。あとの5件は、あそこの小さいお葬式は、畳のお部屋、2部屋あるのです。2部屋のほうをお葬式の式典で使うということをやっている、半年ぐらい前でしょうか、広域組合に結城市の事業所、6、7名の連名で要望書みたいな形で、その畳のところに年寄りでも座れるようにいすの配置をお願いしたいという要望が上がっていると思います。それがもし実行可能ならば、各部屋に10個ぐらいずつ小さいいすを、畳の上に置くいすを設置していただければ、またかすかだけれども、利用者を増やすことに期待はできると思います。

それから、大きな斎場が非常に、お葬式が始まって、後から入った方が、1つ目の扉は音がしないのですけれども、2つ目の扉は、皆さん、いらっしゃった方は分かると思うのですけれども、ビー、ビーと鳴るのです。あれは何とかならないのでしょうか。きのうも葬祭社の人に聞いたならば、僕たちはあれはスイッチを切ってしまうと、でないとお客さんがせっかく厳かな式をやっているのに、本当にうるさいのです。だから、あれはちょっと作り方がもう古いせいか、やっぱり小山あたりの斎場から比べると非常に劣っている部分が、ただ、安いのは、自分の、もし葬儀屋さんがやる、花みずきとか、ああいうところから見たら、それは安いかもしれませんけれども、やっぱり使いづらいついというお話をいただきました。畳のお部屋が2つあるのに、葬祭、式をやるところが1つしかないというのも摩訶不思議なお話なのです。向こうの焼くほうの控室みたいなフロアみたいなところは広いのです。だから、あそこをもう一回総点検して、中だけで改良できるものがあれば、住民が使いやすいような葬斎場に生まれ変わるのではないかと考えております。ドアが鳴るのは、エアカーテンをつければいいというアドバイスはいただいてまいりました。

それから、あまびきです。あまびきは、先ほど、まだはっきり決まらないけれども、そのうち相談をして人的配置をやっていくということをお話がありました。6名の方がその時点で失職することは

申しわけないので、何らかの形で筑西のほうの仕事につけるようお願いしたいと思うのです。これを各市町村にどうですかということで振っていただくのが、非常に各市町村とも困ると思いますので、なるべくその6名の方は筑西の仕事のほうに振り分けて、ご希望に沿った職場が見つければそこで働くような方法をぜひとっていただきたいと思います。これはお願いです。

それから、先ほど質問しなかった決算カードについてなのですが、総務省のほうから申し入れが来て、各市町村では決算カードというのをつくっていると思うのですが、一部事務組合でも決算カードをつくっているところがたくさんあります。決算カードをつくれれば、さっき、21年度決算主要施策説明書を全部読まなくても、ここに全部、ほとんど載ってしまうので、要約して、そうすると、この1枚を見るだけで一部事務組合の状況がよく分かると思われま。決算収支の状況とか、それから歳入、それから性質別歳出、それから特別職の報酬、それから分賦金の徴収状況、それから性質別歳出のところの投資的経費とか、それから積立金の現在高とか地方債現在高とか、いろんなことが一目で分かりますので、そんなに大変ではないと思いますので、ぜひ筑西広域市町村圏事務組合の決算カードを早い時期につくっていただきたいと思います。

2回目の質問はこれで終わります。

○議長（新井利平君） 稲葉里子君の2回目の質問に答弁願います。

横田次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長。

○次長兼筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長（横田有司君） 稲葉議員さんの2回目のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、ほかの類似施設の状況でございますけれども、私もまだ研究不足でございますが、今度ぜひそういう類似施設のほうを見て研究させていただきたいと思います。しかしながら、お風呂、プール、ジムと充実した設備をそろえております遊湯館でございますけれども、こういった充実した施設を備えている、例えば下妻市のほっとランド・きぬさん、あるいはつくばのウェルネスパーク、今年の5月にできましたけれども、そういった施設が充実したところの料金につきましては、ほっとランド・きぬさんが600円、それからつくばのほう700円ということで、そんなに遜色はないのかなというふうに感じております。安いところもあれば高いところもあるというのは実態として感じておりますけれども、十分研究させていただきたいと思います。

それから、トレーニングマシンの件でございますけれども、今、予算の段階でございます、なるべく予算に盛り込めるような状況で進められればというふうに考えております。

それから、営業時間等の関係でございますけれども、これはスタッフとの話し合いとか当然3市との話し合いとかもありますので、検討して進めていきたいというふうに考えております。

それから、きぬ聖苑のほうでございますけれども、確かに結城市の葬斎場を持っていらっしゃる業者6社のほうから7月12日に要望書が出てまいりました。長いすと移動式の香炉をぜひ備えてほしいということで、これは事務局とともに前向きに今検討している段階でございます。予算の状況も

ありますので、年度内に購入できれば購入したいというふうに考えております。

それと、ドアのほうの音でございますけれども、これはちょっと調べて、後でご回答申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） 稲葉議員さんの2回目の質問にお答え申し上げます。

まず、決算カードの件でございますが、決算に関する状況を一覧表にまとめるなど、できるだけ分かりやすいつくりにするよう検討してまいりたいと存じます。

それと、あまびきの職員の配置につきましては、当然、先ほどもご答弁申し上げましたが、本人の希望も十分聞いた上で適正配置というのを考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 稲葉里子君。

○7番（稲葉里子君） 3回目の質問をさせていただきます。

遊湯館のおふろに入ったことはありますか、担当者として。それで、暗いのですよね、狭いし。そこがほかのおふろと温泉をうたっているのとは、目的が違うのだということならばそれは仕方ないのですけれども、非常に芋洗いになっております。それだけ、入るときにぱっと入って、狭いのです。それを片方入るから600円、それはやはり、この金額をばらばらにして、お試し期間でもつくっていただいて、これをばらばらにしてやってみたらどうでしょうか。600円ではこれ以上増える可能性はないと思います。プールに入ると300円、おふろに入ると300円、両方入りたい人は600円を払えばいいわけです。つくったときの時点が、何であんな変なつくり方をしたのか、非常に疑問に思っています。1回プールに入った人は、ちゃんとタオルで全身をふいて、それからまた洋服を着て向こうへ、それが最近ではバスタオルを巻いていけばいいという話がありましたけれども、やっぱりつくるときに利用者の立場に立ってつくっていないというのが広域の多いような気がするのです。あそこを、まず600円出して温泉でもないし、やっぱりこれは目的別で、プールは300円、それからおふろは300円ということで、両方の券もある、別々の券もある、頭をひねって何とかその方向で前向きに検討していただければありがたいと思います。

以上、質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（新井利平君） 続きまして、8番、中条美智子君。

[8番 中条美智子君登壇]

○8番（中条美智子君） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回は、ごみ処理について質問いたします。先ほども13番議員さんから溶融スラグの件について質問されましたけれども、私もそれも含めて、主にごみの最終処分についての質問をさせていただくつもりでおります。

環境センターへのごみの搬入量ですが、平成20年、21年と年々減少傾向にあります。これは、3市ともごみの減量に向けての取り組みが進んでいるあらわれであると思って、これはとても喜ばしいことだと思っております。しかし、どんなに性能のいい焼却炉でも、すべてが焼却できるわけではありません。焼却灰が残ります。そして、その焼却灰をさらに熔融スラグに加工して、残りが灰固化物となって、それも最終処分にされております。熔融スラグの場合は有効利用できますけれども、灰固化物、これは有効利用ではなくて本当に最後の最後の最終処分になる、そういうことになっていて、その最終処分の委託費というのが毎年かなりの金額になっているということはもう皆さんご存じだと思います。

そこで、焼却ごみの最終処分の現状について、処分量、方法、処分金額、契約等も含めてご答弁いただきたいと思っております。

次に、最終処分用地についてですが、つい最近、環境センターに隣接した約2万平方メートルの土地を20年ぐらい前に購入してあるということを知りました。それも当時、最終処分場用地として限定して購入したという経緯だということなのですが、そのような目的で手に入れた土地があることを私は全く知りませんでした。この広域の議員さんの中で、こういう事実を知っていた方が何人いらっしゃったのかなと皆さんにお聞きしたいくらいです。

そこで、改めてこの土地について説明を求めたいと思っております。土地の取得目的、取得金額、取得に至った経緯、そして今まで、私から言わせれば、今まで何もしないでなぜ放置されたような状態になっていたのか、それはどうしてなのか説明していただきたいと思っております。

さらに、この土地の存在のことを私が知ったのは、8月に招集された環境保全委員会の席上、管理者、副管理者がこの土地を民間事業者への売却を検討しているというお話からでした。ほとんどの出席委員は、突然の話に驚かれていたと思っております。地元の自治会の方からも異議が出ました。もちろん、私も最終処分場として買った土地をそんなに簡単に民間に売却していいのかと思って、私も反対意見を出しました。また、ある自治会では後日意見書を提出したとも聞いております。

そして、その委員会の委員に対して、9月22日付で管理者名での文書をいただいております。最終処分場用地の土地処分についてというタイトルがついておりますけれども、平成22年8月12日に行われた環境保全委員会において議論された土地の処分については、下記のように考えております。記として、当組合は基本的に未利用で売却可能な土地は売却を進める方針であります。今回の土地については、払い下げ希望者には土地に隣接する地権者の同意を取得することと周辺自治会の理解を得ること等を伝えております。これらの同意等の状況を踏まえ、最終処分場用地について処分の最終判断をしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます、こういった文書、委員の皆さん、みんないただいたのだと思っております。わざわざ自宅に届けていただきました。

ここに、基本的に未利用で売却可能な土地とあります。でも、この土地は本当に未利用で不必要な土地なのではないでしょうか。今まで手つかずで放置されていただけだったのではないのでしょうか。不必要と

いつだれが判断したのでしょうか。最終処分用地としてもし不必要だというなら、そのほかに最終処分用地が確保してあるとか、そういったことでなければ、この目的に対して不必要と判断はできなかったのではないかなと思います。

実は、私は昨年、平成21年第2回定例会で筑西環境センターでのごみ処理について質問しております。最終処分場にも触れました。そして、最終処分に対する長期的見通しと対策はどうなっているのか質問いたしたはずですが、そのときの答弁をかいつまんで申し上げますと、現在、環境センターで排出された焼却灰は3カ所の最終処分場に搬出している。山形県米沢市にあるジークライト株式会社、それから長野県飯山市の飯山陸送株式会社、それと茨城県笠間市のエコフロンティアかさま、3社とも残容量については十分あり心配ない、10年以上搬出可能だとの答弁で、当分の間、最終処分用地は確保してあるから問題ないと言わんばかりの答弁だったと思います。そのときの答弁の中には、筑西広域で過去に処分用地として買い求めてあるが、そのままになっていることなど全く触れられていませんでした。ほかにあるから大丈夫、十分に10年以上捨てられる、そういう答弁でしたから。また、20年前といえば、この土地の買い物、バブル期の買い物です。かなりの購入資金が投入されたと推察いたします。

現在、国の指導では、最終処分に関して、今後できるだけ自家処理できるような体制を整えるように、そういうふうに国から求められているはずですが、それを考えると、そんなに簡単に用地売却など考えられないと思うのですが、土地処分についてその後どうなったか、これは大変重要な問題だと思っております。管理者からの答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（新井利平君） 中条美智子君の1回目の質問に答弁願います。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 中条議員さんのご質問にご答弁を申し上げます。

焼却ごみの最終処分に関しては、筑西広域圏内に最終処分場がない状況において、焼却灰、溶融スラグを他県、他市へ搬出してございます。今後も、残容量の確認と排出者責任に基づく適正な処理を行いながら最終処分場の確保に努めていきたいと考えております。

最終処分の将来の方向性についてでございますが、ごみ処理は自区内処理が原則であります。その場合、最終処分場を建設しなければなりません。そのためには、まず第1に広域圏内で周辺住民の同意を得ること、そして建設費、維持管理費、さらには閉鎖後の水処理費用などの膨大な費用がかかるため慎重にならざるを得ないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

詳細につきましては、環境センター所長のほうからご答弁を申し上げます。

○議長（新井利平君） 赤野間環境センター所長。

〔環境センター所長 赤野間敏雄君登壇〕

○環境センター所長（赤野間敏雄君） ごみの最終処分についてでございます。

現在、環境センターから搬出された焼却灰等の処分でございますが、本年度10月末現在で3,061トン、処分費用としましては8,045万余り支出しております。先ほど中条議員さんおっしゃったように、3カ所の処分場で処分委託をお願いしてございます。現在、筑西広域圏域内に最終処分場がない状況におきまして、最終処分を他県、他市をお願いしているわけでございます。最終処分の方向については、今委託をお願いしている処分場の残容量の確認をすることと、排出者責任から適正処理を行うため、最終処分場の確保に努めるということでございます。最終処分場を有効利用する観点から、最終処分場をつくる場合、周辺住民の同意を得ることや、建設費、維持管理費に膨大な経費がかかるため、簡単にはいかない状況にあることにご理解賜りたく存じます。

それから、最終処分場用地の土地の取得目的、経緯、取得金額についてでございますが、平成元年から平成5年にかけて最終処分場地として2万419平米を約1億4,000万円で取得しております。その後、最終処分場を整備すべく地元自治会との話し合いが行われ、平成5年から7年にかけて協議、検討してまいりましたが、周辺自治会から、迷惑施設が集合している地域であり、他の市町村につくってほしいという要望と新たな環境センターのごみ焼却場更新が優先され、最終処分場の整備の話が行われなくなり、現在に至っております。最終処分用地の現状についてでございますが、現在、結城内の農業者に土地管理目的のために無償にて貸しておりますが、間もなく返却される予定でございます。

最終処分場用地の検討についてでございますが、民間会社から今年4月に溶融スラグ置き場として払い下げ申請が出されました。当組合としては、基本的に未利用地で売却可能な土地は売却する方針であります。しかし、今般土地については、払い下げ希望者には土地に隣接する地権者の同意を取得することと周辺自治会の理解を得ることを伝えておりますが、現状ではその後の同意取得の報告はございません。

次に、土地の有効利用についてでございますが、溶融スラグで有効利用されないものについては茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまに処分をお願いしております。今年は、10月末現在で1,287トン、2,113万円ほど支出しております。有効利用されない溶融スラグの保管場所として最終処分用地を有効利用するということが考えられるところですが、最終処分場として地元自治会との同意に向けての話し合いはなされておられません。ただし、最終処分場を建設する場合、建設費、維持管理費、それに閉鎖後の15年から20年も浸出水の処理を行わなければならない、多額の経費が見込まれます。したがって、地元の理解を得ることも必要ですし、経費負担が多額になり、資金調達も現状では困難かと思われますので、慎重にならざるを得ない状況でございます。

最終処分場用地としての利用についてでございますが、民間の合材会社で環境センター、溶融スラグの有効利用に非常に協力的な業者から払い下げ要望があり、今後スラグのストックヤードとして利用する目的であったことと、今後も協力を見込めると判断し、民間活力を活用し、組合の経費の軽減にもつながるため、売却の方向について考えたところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

ます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 中条美智子君。

○8番（中条美智子君） ごみの最終処分に関してなので、2回目は一括して質問いたしますけれども、先ほど私の質問の中で土地の処分に関して管理者からのご意見を伺いたいというふうに申し上げたのですが、管理者からその辺については全くご答弁はなかったのですが、今度は後でご答弁いただきたいと思います。

それから、溶融スラグなので、20年度の決算のときの資料から算出させていただいて、溶融スラグ発生単価はトン当たり約26万6,000円になるという試算を前にいただいたことがあります。そのスラグを建設資材として売却すれば、1トン当たり100円の収入になる。それで、建設資材として受け入れてくれないで、今のところ残っていたり、ストックヤードも足りなくて埋め立てしているということなので、その埋め立て処分委託するとトン当たり1万9,800円の処分費が発生する。平成20年には、売却できずに廃棄処分したスラグ量は約695トンです。処分費用は1,375万7,000円かかっている。平成21年は、廃棄処分スラグが1,027トンで、処分費用が2,033万6,000円、建設資材として利用すれば、先ほどの13番議員さんの話ではないけれども、全くかけずに済んだコストが、有効に利用できるものであるのに廃棄処分するのにかかっている、やっぱりこれはおかしいというのが市民感覚で考える考え方だと思います。

そして、先ほども話しましたように、どうしても最終処分しなければならない灰固化物、この処分量と合わせると毎年1億から2億の処分費用がかかっているわけです。先ほどらい、自分のところで、筑西広域でその土地を利用して最終処分場をつくると、建設費とかいろいろ膨大な費用がかかるとおっしゃいますけれども、例えば10年先までの廃棄する場所は確保してあったとします。でも、その後のまた問題もあります。その10年間、例えば年に1億と2億の間をとって1億5,000万としたとしますよね。それを10年間蓄積すれば15億かかるわけです。それで、よそのところをお願いしなければならない。いずれは自分のところにつくらなければならないのです。だったら、やっぱりそういう先を見越して計画を立てていくのがこういった行政の役割ではないかと私は思います。

そのほかに、昭和年代ですか、敷地内に埋められた3万6,000トンの焼却灰、これは何回かに分けて既に搬出した量もありますから、もう今は3万6,000トンよりは少し減っているかもしれませんが、これも費用がないから、最初は10年で処分すると言っていたところを12年か15年かかることになると思います、そういうふうなお話をしている。そうしますと、周辺の住民の人たちからは、最初の約束と違うとか全く話が違ってくるとか、そういうふうに受け取られてしまっているのではないかと思うのです。

それに、先ほども申し上げましたように、管理者もおっしゃっていました。最終処分としては、国の指導もあって、自分のところで出たものは自分のところで処分しなければならない、そういった方

向でどこの自治体も考えていかなければならない、そういう情勢だというのはご承知していらっしゃるよ。でも、今やっている最終処分の処理の仕方というのは、その場しのぎでよそに、その場しのぎと言うとちょっと言葉が悪くて申しわけないかもしれないのですけれども、でも受け入れ先を見つけてどうにかやりくりしている、そういう状態が今の現状ではないのでしょうか。

ですから、20年前に最終処分場用地として確保した土地をどうするのかということも、たまたまスラグ置き場として、ストックヤードとして欲しいという引き合いがあったから、例えばそこにその土地を買ってもらえば、ストックヤードができてスラグが売れるから、そういう単純な発想だとしたら、売るのではなくて、自分たちで、ではスラグ置き場を、場所があるのだから、そこに建設しよう、なぜそういう発想にならなかったのか。なぜ、そういうところで民間活力、そういうふうに言うのというのは物すごく、私はそれは言葉の使い方が間違っているのではないかと思います。行政がやるべきことと民間がやるべきこと、行政が最終まで責任を持ってやらなければならないほど、こういう環境問題というのは大事な問題なのです。民間に任せて、後々問題が出てきているということはたくさんあります。民間に任せていいもの、行政が最後まで責任を持って見届けてやるべきもの、それははっきりして結論を出していただきたい、私はそう思っております。

私は、議員になる前、環境活動をずっと20年来やってきました。ごみの処分場というのは、どこでも大変な問題になっております。そこで、行政が関わるということは、行政がやってくれるということは、市民も、市民というか、住民も安心していただけるのです。自分たちの声を聞いてくれる行政が一番最後の自分たちを守ってくれるという意味で安心感があるのです。ですから、私は、もし最終処分場をつくるにしても、ここをストックヤードとしておくにしても、民間ではなく行政がやるべきだと思っております。

それから、そのときの委員会の話ですけれども、当時をよく知る環境委員さんが何名かいらっしゃいました。その方の話では、今この話が出てきて、自分たちはその土地を手に入れるために、本当に、地域を回って、土地を譲ってもらうのに判こ集めに苦労して奔走したのだと、あんなに苦労して手に入れた土地を何でそんなに簡単に売ってしまうなんて考えるのだというふうにおっしゃってました。

それで、先ほど周辺の住民の人の反対があるとおっしゃいましたけれども、それは20年前の話です。20年前と今では、処理場のつくり方、処分場のつくり方、いろんな技術も違いますし、尺度も違います。ですから、今話し合っていないくて、20年前に話し合ってもし反対があったというのだったら、また再度話し合えばいいと思います。それに、私がその後聞いた自治会の役員さんの話では、反対があつて中止になっているわけではありません、いつの間にかその話がなくなっていたのですとおっしゃったのです。というのは、先ほどの環境センター長さんもおっしゃるように、いろんな事業にほかにお金がかかってここまで考えていられなかった、だからそのまま手つかずで放置されていたのではないかなと私も推測するわけですけれども、私がお聞きしたその自治会長さんは、自治会としても、本

当にここに迷惑施設が集中するのは困るけれども、どこかにできなければならないのだったら仕方がないか、ちゃんとしたものをつくってくれるように、それは地元の交渉で、それはある程度住民も納得してくれるのだろう、だからなぜ売なのか、そっちのほうはずっと疑問だと、そういうふうにおっしゃってありました。ですから、売却ではなくて、地元自治会も含めた有効利用を考えるべきではないかと私は思います。最終処分場ではなくても、例えば建設業者さんがストックヤードにするというふうにおっしゃったならば、先ほど私が申し上げたように、行政、筑西広域でストックヤードをつくる、そのほうが土地の有効利用になると思います。平成元年のときに購入して、1億4,000万円かかったということですよ。でも、恐らく今はその半分以上、今手放すとするとその半分以上ですよ。それから、もし今後、最終処分のために土地を求めようとしたときに土地が手に入るとは思いますか。そこまで考えていただきたいと思うのです。

それともう一つなのですけれども、最終処分場に関しては、何年前か、もう10年ぐらい前だと聞いたのですが、私も議事録を見ていないので、はっきり確認しておりませんが、結城市から選出されていた前場議員さんが、最終処分場について、1カ所ではなくて、3市の各市に1カ所ずつつくったらどうか、そのほうが公平だろうというようなことを議会で提案した、そういうふうに通ったのですけれども、その話はどういうふうになっているか。各市の市長さん、管理者、副管理者の方、その辺について、もしそういった議論が起きていてご存じでしたら、その辺を答弁もいただけたらと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（新井利平君） 中条美智子君の2回目の質問に答弁願います。

吉澤管理者。

○管理者（吉澤範夫君） 中条議員さんの2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

最終処分場として求めた土地の売却についての所見ということでございますが、先ほどセンター所長のほうからもご答弁申し上げましたように、この土地を取得した後に地元とそうした話し合いをしたときに反対の意向が強かったというようなことで、今日まで20年近く経過しておりまして、現在は無償で農家の方に貸しているというような状況でございます。

最終処分場と申しますと、最大の迷惑施設だろうと思います。どこでもむしろ旗を上げて大反対して、なかなか建設が困難だという状況はご理解いただけたと思います。ですから、地元の方が賛同していただいて、そして建設には膨大な建設費、維持管理費、それからその後の水処理がかかるわけですから、それらの費用についても構成3市がご負担をいただけるというようなことであれば、それはよろしいのではないかとこのように思っておりますが、現状の中ではなかなか慎重にならざるを得ないというような状況でございます。それで、その近くの業者さんのほうから払い下げ申請があったわけですが、土地を譲っていただければすべてのスラグを引き受けましょうということでもありますから、溶融スラグ処分の費用軽減ですか、ひいては構成3市の分賦金軽減にもつながるということで、それ

であれば、では地元の同意をいただいて、関係地権者の同意をいただいて進めましょうということでも話をさせていただいたところがございます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利平君） 赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 最終処分場について、以前にほかの市のほうにつくったほうがよいのではないかと提案と申しますか、議決のことと申しますが、そういった議決はされております。他市のほうで処分場をつくったほうがよいということと申すので議決がなされております。

〔「議決してあるの」と言う人あり〕

○環境センター所長（赤野間敏雄君） （続）してあります。

〔「今、していないって言って、してあるって」と言う人あり〕

○環境センター所長（赤野間敏雄君） （続）してあるということです。

○議長（新井利平君） 中条美智子君。

○8番（中条美智子君） 確かに最終処分場という、建設というのは並大抵のことではないというのは分かります。ですから、ただ、これを今、10年先までは安心だから、その問題に今全然触れなくてもいいのかと申したら、それはそうではないということをお願いいたします。ですから、自分のところで処分しなければならない時代が来る、それを見越して考えて検討しておくべきではないでしょうか。たまたまこの土地の問題が出てきたので、それを申し上げたのです。

それから、この土地の問題については地元の自治体の方ともよく相談してほしいと思います。先ほど管理者からの文書を読みましたが、これを見ると、払い下げ希望者には土地に隣接する地権者の同意を取得することと周辺自治会の理解を得ることを伝えております。ということは、みんな、その自治体、その業者さんで、あなたたちが欲しいのだったら、説得して、それでみんなの同意を得ればうちのほうは売ってもいいですよと、そういうふうな意味ですよ。ちょっとそれでは周辺自治会の方は納得できないかなと思うのです。ですから、業者さんとはまた別に、やっぱり広域行政として、その当時はそういった名目で皆さんの土地を譲っていただいたわけですから、やはり再度検討する場合も広域行政としての責任、それはやはり周辺自治会の皆さんと直接この土地の利用について話し合う、そういう場所を設けると申すのがちゃんとした筋道ではないかと私は思っております。地元の自治会の方も、多分、そういった行政との話し合い、それを望んでいるのではないかと申すので、ぜひその辺、もちろん一番は地元の方の考え方というのは最優先されると思いますので、ぜひその辺を実現していただきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、地元住民の方から提言書か要望書か分かりませんが、出てると聞いております。それに対してどういうふうに回答してあるのか。多分、つい最近、1、2カ月前のことなので、覚えていらっしゃるだろうと思っております。その辺、ご答弁併せてお願いしたいと思います。

○議長（新井利平君） 中条美智子君の3回目の質問に答弁願います。

櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） 中条議員さんの3回目の質問にご答弁申し上げます。

まず1つは、少し長期的展望に立った上で考えてみてはどうかというご質問でございますが、確かにおっしゃるとおり、今排出処分をしております処分場等につきましては、10年、20年先までは十分廃棄物の容量は投棄できるものがございます。そういうものを確認した上で民間にお願いしているという現状でございます。

あと、今回の土地に処分場の建設ということも考えるべきではないかということでございますが、一つの考えとしては当然それもでございます。それと、その場合には、建設コスト、それに維持管理、それと処分場閉鎖後、かなり長い間水処理をしなければなりませんので、そのための維持管理費というのかなり多額になるというふうに想定されます。ですので、その辺も構成3市のご了解が得られるということであれば、そういう検討をしながら、処分場の建設の一つの検討というのもすることは可能でございます。

それと、最終処分場を各地に建設することの件でございますが、以前にそういうことをやろうということで話し合いがされたということは伺っておりますが、それぞれやはり各市のいろんな状況がございます。当然、土地を決める場合には、周辺住民の皆さんの理解というのはまず第一の条件になってまいります。一般論として申しますと、通常、行政が処分場をつくる場合には周辺住民の理解がなかなか得づらいという状況にあるということも伺っておりますので、そういうことも含めると、なかなか各市でつくるというのも難しい状況であるというふうには、ご理解のほどお願いしたいと存じます。

あと、周辺自治会から要望書的なものが出されているということでございますが、これについては、鬼怒西自治会から質問という形では管理者に出されておりますが、要望書的なものとしては、現時点では文書では来てございません。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（新井利平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井利平君） 次に、日程第5、議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、小高友徳君の一身上の問題に関するものであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔1番 小高友徳君退場〕

○議長（新井利平君） それでは、説明を求めます。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） ご説明をいたします。

議案第9号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

欠員となっております当組合の監査委員については、当組合同規約第15条第2項の規定により、当組合の議員さんであります次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 桜川市真壁町酒寄1662番地

氏 名 小 高 友 徳

生年月日 昭和52年3月1日

でございます。

なお、参考といたしまして、議案書の裏面に略歴が記載されてございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利平君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。小高友徳君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、小高友徳君が監査委員に選任されました。

小高友徳君の除斥を解きます。

〔1番 小高友徳君入場〕

◎監査委員就任のあいさつ

○議長（新井利平君） 1番、小高友徳君が議場におられますので、ごあいさつをお願いいたします。

〔1番 小高友徳君登壇〕

○1番（小高友徳君） ただいまは監査委員に選任をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、吉澤管理者より、当初、大変景気が厳しい状況下にあるというごあいさつもございました。

まさに筑西広域圏におきましても、これから様々な課題があると思います。そういった中、監査委員といたしまして、厳正、厳粛に務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議案第10号、議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井利平君） 次に、日程第6、議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について及び議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第10号について、櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成22年11月18日提出

本議案につきましては、少子化対策が求められる中、地方公務員の育児休業に関する法律の改正等が本年6月30日に施行されたことに伴いまして、育児を行う職員の職業生活と子育ての両立支援を一層容易にするための環境整備として、組合職員の育児休業に関する条例と組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の2つの関係条例を同時に改正をお願いするものでございます。

結城市と筑西市におきましては、本年6月の定例議会で議決され、6月30日より施行されております。桜川市におきましては、本年12月から来年3月の定例議会に上程という予定を伺ってございます。

議案としましては、改正部分のみを記載しており、分かりづらいつくりになってはいますが、改正の要点を説明させていただきます。お手元の新旧対照表をご覧くださいながらお聞きいただければと存じます。議案では2ページからになります。

まず最初に、第1条としまして、組合職員の育児休業に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。まず、育児休業条例の第2条は育児休業をできない職員について定めていますが、今回の改正により、職員の配偶者の就業や育児休業の取得状況に関わりなく、職員は育児休業を取得できるようになります。

次に、第2条の2を新たに追加する改正でございますが、夫が最初に育児休業を取得できる妻の産後期間について、新たに条例により52日間と規定するものでございます。これによりまして、子の出生の日から産後8週間の期間、つまり出生の日から57日間以内に最初に育児休業をした男性職員は、特別な事情がなくても再度育児休業を取得することができるようになります。

次に、第3条の第4号の改正により、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかに関わりなく、職員が

育児休業計画書を提出し、最初に育児休業をした後3カ月以上経過した場合に再度の育児休業を取得することができるようになります。

次に、第5条につきましては、育児休業の取り消し事由の改正で、職員以外の子の親が、つまり配偶者がその子を養育できることとなった場合でも育児休業の取り消し事由には当たらないこととなります。

第9条につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員について、第2条の改正による育児休業の場合と同様、その取得条件を緩和する改正でございます。

第10条につきましては、育児短時間勤務の終了の日から1年を経過しない場合に、夫婦が交互に育児休業したかどうかに関わりなく、育児休業計画書を提出し、最初の育児短時間勤務をした後3カ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務終了の日から1年以内でも再度育児短時間勤務をすることができる改正でございます。

次に、第13条につきましては、職員が育児短時間勤務によりその子の養育をしている間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないこととする改正でございます。

第19条につきましては、育児休業及び育児短時間勤務と同様、職員の配偶者の就職の状況や育児休業取得の状況に関わりなく部分休業ができることとする改正でございます。

以上が育児休業に関する条例改正の要点でございますが、条文の改正に伴いまして、ところどころ字句の整理も行っております。

次に、議案で第3ページに移ります。第2条として、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。初めに、第9条の2につきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について定めたもので、職員の配偶者の就業状況に関わりなく、職員は育児のため早出遅出勤務及び時間外勤務の制限を請求することができることとする改正でございます。

第9条の3につきましては、育児を行う職員の深夜勤務と時間外勤務等の制限について定めたもので、3歳未満の子を持つ職員がその子を養育するために請求した場合には、その職員の業務を処理する措置をとることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務が免除されることとなります。

また、第3項の改正により、小学校就学前の子を養育するため請求した場合には、その職員の時間外勤務については一定の制限は課されますが、その配偶者の就業等の有無は問わないこととなります。

以上が組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正の要点でございますが、条文の改正に伴いまして、ところどころ字句の整理も行っております。

次に、附則でございますが、この条例の施行日は本年12月1日とするものでございます。

なお、経過措置としまして、改正条例の施行後に改正条例の規定による早出遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができることと規定しております。

以上が議案第10号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井利平君） 続いて、議案第11号について、大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成22年11月18日提出

筑西広域市町村圏組合管理者 吉澤 範夫

でございます。

2ページをお開き願いたいと存じます。筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和48年組合同条令第7号）の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の交付に伴い、筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例についても所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の要点をご説明いたします。まず、第8条の3関係でございますが、燃料電池発電設備の定義に「固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するもの」を新たに加えたものでございます。

次に、第29条の5関係でございますが、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を引用する条項中、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改めたことでございます。

次に、第29条の5第6号関係でございますが、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、「防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。」を追加したことでございます。

続きまして、附則第1項、施行日関係でございますが、施行日を平成22年12月1日、ただし、筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例第29条の5の各号についての改正規定については公布の日から施行することとしたものでございます。

附則第2項関係、経過措置でございますが、改正条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正条例による改正後の第8条の3の規定に適合しないものについては当該規定は適用しないとしたこととあります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（新井利平君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井利平君） 次に、日程第7、議案第12号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 議案第12号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成22年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ635万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,976万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年11月18日提出

議案書4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正の変更でございます。消防施設整備事業として、救助工作車を購入する起債として、当初予算で限度額を8,390万円見込んでおりましたが、入札により購入価格が決定したことに伴い、起債の限度額を730万円減額し、7,660万円に変更するものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。款6繰越金、目1繰越金でございますが、救助工作車の購入価格決定に伴い、82万2,000円を減額し、併せて結城消防署の広報車を購入する予算を本年度計上しておりますので、それに艤装し、緊急指令車両にするため、新たに176万8,000円の増額をするものでございます。その財源として176万8,000円から82万2,000円を差し引き、94万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳出のところで再度ご説明申し上げます。

款8組合債、目3消防債でございますが、救助工作車の購入価格が決定したことに伴い、730万円の減額をお願いするものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。歳出でございます。款5消防費、目2消防施設費、節18備品購入費635万4,000円の減額でございますが、救助工作車の予算を1億3,977万9,000円見込んでおりましたが、入札により購入価格が1億3,165万6,520円に決定したことによりまして、救助工作車分の差額812万2,000円を減額し、別に当初計上していました結城署に配置する広報車両の購入予算150万円に、車両本体のグレードアップと併せ、緊急指令車両に艤装するため、新たに176万8,000円を増額し、広報車両を合計326万8,000円にするものでございます。このため、救助工作車の減額分812万2,000円から新たに増額する176万8,000円を差し引いた635万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、現在使用しています指令車両は、資機材運搬車両に名称を変更し、利用するというものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井利平君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第12号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井利平君） 次に、日程第8、認定第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会

計及び特別会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

初めに、一般会計及び筑西ふるさと市町村圏特別会計について、櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 認定第1号についてご説明申し上げます。

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度下記各会計決算を、監査委員の審査意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

記

- 1 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算
- 2 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算
- 3 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計歳入歳出決算

平成22年11月18日提出

平成21年度の決算につきまして、21年度決算主要施策説明書によりご説明申し上げます。まず、1ページをお開き願います。21年度の決算総括でございます。筑西広域市町村圏事務組合の業務運営は、その財源の大部分を構成3市の分賦金に依存していることから、効率的に事務事業を進めるとともに、圏域の総合的、一体的な発展、魅力や活力ある圏域づくりのため各種施策を推進してまいりました。

一般会計におきましては、まず議会費であります。円滑、効率的な議会運営に努め、総務費では事務局執行体制並びに関係市との連携強化を図ってまいりました。

筑西遊湯館では、利用者増を図るためのPR活動に努めるとともに、圏域住民が安全、快適に利用できるよう維持管理に努めてまいりました。

土木費では、県西総合公園の利用促進のため、20年5月にオープンしましたターゲットバードゴルフ場の利用が前年比で約3割増となりました。また、各種スポーツ教室を無料で開催し、圏域住民の公園利用を喚起してまいりました。

衛生費の保健衛生費では、圏域住民の命を守るため、小児救急医療事業や病院群輪番制の円滑な運営を目指し、努力してまいりました。

清掃費では、し尿及びごみの適正処理に努め、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制と安全、安心な環境づくりを推進してまいりました。また、熔融スラグにつきましては、関係機関に働きかけ、1,757トン余りが利用されました。さらに、埋め立て廃棄物の撤去、処分を前年度に引き続き実施し、21年度は1,908立米余りを処分いたしました。

火葬場費では、会葬者の立場に立った施設運営を目指し、受付窓口のサービス向上に努めてまいりました。

2ページに移ります。消防費でございますが、通信指令システムの活用により、圏域住民の命と財

産を守るとともに救急業務の向上を目指し、救急救命士の養成に力を入れてまいりました。また、筑西消防署明野分署の救急車を高規格救急車に更新するとともに、桜川消防署にも同様の高規格救急車を配備いたしました。

労働費では、求職者対象の緊急雇用対策訓練の実施と効率的な施設運営に努めてまいりました。

筑西ふるさと市町村圏特別会計では、金利低迷の中で、引き続き国債により筑西ふるさと市町村圏基金2億円の運用益を活用し、圏域のPRのための広報紙の発行やイベント事業等を展開し、圏域の魅力の創出に取り組んでまいりました。

老人福祉事業特別会計では、利用者に快適なサービスを提供するため、設備の衛生管理や接客サービスの向上に努めてまいりました。

続きまして、3ページをお願いいたします。21年度の各会計ごとの決算の総括表でございます。まず、第1表ですが、歳入の一般会計と特別会計の合計が63億4,407万4,064円で、歳出合計が59億8,634万1,345円で、歳入歳出差引額が3億5,773万2,719円でございます。

次に、第2表の歳入でございますが、前年度の比較をしております。まず、一般会計でございますが、21年度は62億1,464万3,678円で、20年度に対しまして5,000万円余り増えております。増額の主なものとしましては、消防の高規格救急車2台、指揮車1台の購入に伴う起債の増でございます。

また、筑西ふるさと市町村圏特別会計では、21年度1,329万5,351円で、前年度に対し246万円余りが減額となっておりますが、繰越金588万円の減額が主なものでございます。

老人福祉事業では、21年度1億1,613万5,035円で、前年度に対し1,297万円余りが減っております。これは、職員1名が退職したことによる人件費の削減などによる分賦金の減が主なものでございます。

一般会計と特別会計の合計は、平成20年度に対しまして3,556万円余りが増額となっております。

次に、歳出でございますが、一番下の表になります。一般会計では、前年度に対し200万円余りが減額となっておりますが、職員給与関係経費や公債費などの減額が主なものでございます。

ふるさと特別会計では、前年度に対し154万円の減となっておりますが、広域イベント「やっぺえ」の委託料減、または広報紙発行を年3回から2回に減らしたことが原因でございます。

老人福祉事業特別会計では、前年度に対し1,385万円余りが減額となっておりますが、職員給与関係経費や光熱水費などが主なものでございます。

一般会計、特別会計合わせ、20年度に対し1,741万円余りが減額となっております。

次に、5ページをお開き願います。一般会計の決算状況でございます。まず、歳入の説明を下段の表の一般会計歳入決算額でご説明いたします。1番目の分賦金でございますが、予算に対しまして同額の収入となっておりますが、対前年比では1,395万円ほど多くなっております。これは、遊湯館で1,215万円、消防費で585万円の増が主なものでございます。

2番目の使用料及び手数料でございますが、予算に対し決算額が3,614万円余りの減となっております。減額の主なものとしましては、筑西遊湯館の使用料が436万円余りの減となっております。これは、

新型インフルエンザ感染予防の観点から、多くの方が外出を自粛されたことによるものと思われます。また、環境センターでの事業系ごみ搬入量の減少に伴い、清掃委託料が3,181万円の減となっていますが、景気低迷による経済活動の低下によるものと考えられます。

次に、3番目の国庫支出金1,251万9,000円でございますが、消防の明野分署の災害対応特殊救急自動車購入に関わる国庫補助でございます。

次に、4番目の県支出金3,483万1,000円でございますが、県西総合公園の運営に関わる県からの委託金で、予算に対しまして138万6,000円ほど増えております。

5番目の財産収入34万2,720円は、当組合所有地の貸付収入でございます。

6番目の繰越金2億8,602万円余りは、前年度繰越金でございます。

7番目の諸収入1億8,882万8,000円でございますが、各施設の雑収入や預金利子等で、予算に対して2,464万円余りの増額となっております。増額の主なものとしましては、環境センターの鉄くずの売却代などが2,190万円、広域消防の北関東自動車道支弁金が321万円などでございます。なお、職業訓練センターの緊急雇用対策訓練講座の一部中止による186万円の収入減もございました。

続きまして、7ページをお開き願います。歳出の決算状況でございます。一般会計目的別歳出決算額の表でご説明いたします。歳出合計では、予算現額61億4,296万円、決算額58億7,560万1,452円、不用額2億6,735万円余り、執行率95.6%となっております。

まず、1番目の議会費でございますが、不用額が24万円余りで、特別委員会や研修会等を見合わせたことによるものでございます。

2番目の総務費でございますが、事務局の人件費や事務費で131万円、筑西遊湯館の管理運営費などで1,736万円余りが節減され、合計1,868万円余りが不用額となりました。

3番目の土木費でございますが、県西総合公園の人件費の減で174万円、光熱水費入札差金などで562万円、合計743万円の不用額でございます。

4番目の衛生費ですが、小児救急医療事業、病院群輪番制事業、環境センターきぬ聖苑の運営費等で不用額1億9,570万円余りとなっております。主なものとしましては、環境センターのし尿関係の中で、工業薬品類の削減や工事費の入札差金などで2,250万円余り、同じく環境センターのごみ処理関係経費の中で、工業薬品類や委託料、工事の入札差金などで1億6,216万円余り、きぬ聖苑では燃料費の減や工事の入札差金などの残で876万円余りが不用額となっております。

5番目の消防費でございますが、3,704万円余りの不用額となっております。主なものとしましては、中途退職者や人事院勧告による期末勤勉手当の減額による人件費の減が2,431万円、車両用燃料代などの減で426万円、委託料、備品購入などの入札差金で534万円余りでございます。

6番目の労働費でございますが、職業訓練センターの運営費で373万円余りの不用額でございます。主なものとしましては、人件費の減で21万円、それに電気料、修繕料等の減で80万円、受託講座の一部中止による講座指導業務委託料の残が238万円などでございます。

7番目の公債費でございますが、決算額13億3,694万円余りとなっておりますが、筑西遊湯館、環境センターのごみ処理施設、きぬ聖苑、消防の庁舎建設債と救急車、ポンプ車などの車両債等でございます。なお、平成21年度末の組合債残高としましては93億1,586万円余りとなっております。

以上が一般会計の決算状況の概要でございます。

8ページから20ページまでは、各費目ごとの決算額や利用状況などを記載した資料を掲載しておりますが、これにつきましては、恐縮でございますが、説明を省略させていただきます。

続きまして、21ページをお開き願います。特別会計になりますが、まず筑西ふるさと市町村圏特別会計でございます。上段の表、収支状況でございますが、21年度の歳入総額1,329万5,351円、歳出総額710万1,534円、歳入歳出差引額619万3,817円でございます。

歳入の主なものとしましては、下の表で歳入決算額をご覧いただきたいと思えます。1番目の財産収入269万4,000円は、筑西ふるさと基金2億円で国債2本を購入しました利子250万円と情報ネットワーク整備基金の利子19万円でございます。

2番目の繰入金340万円は、情報ネットワーク整備事業に要する繰入金でございます。

3番目の繰越金711万円は前年度繰越金で、4番目の諸収入9万円は、預金利子や全国ふるさと市町村圏協議会の解散に伴う残余金として8万7,000円が還付されたものでございます。

次に、歳出の状況でございますが、23ページをお開き願います。3の主要施策の事業内容及びその効果で、①から③までの内容でご説明いたします。決算額としましては、710万1,534万円となっております。まず、①の筑西広域イベントでございますが、昨年で11回目となりましたイベント「やっぺえ」を11月22日に開催しまして、約100万円の決算でございます。当日は、あいにく小雨の降る肌寒い天候でしたが、1万5,000人余りの来場者を集め、盛況のうちに終了いたしました。

②の広報紙「ちくせい」の発行でございますが、筑西広域関係の情報紙として年2回、圏域内全戸、6万5,000戸に配布をし、146万6,000円の決算でございます。

③の組合ホームページの更新では、29万4,000円の決算で、見やすいサイトマップなど充実させた内容に更新しております。

以上が21年度の筑西広域の一般会計と筑西ふるさと市町村圏特別会計の決算概要でございます。

老人福祉事業特別会計につきましては、福祉センターあまびきの支配人よりご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利平君） 次に、老人福祉事業特別会計について、沼田老人福祉施設等支配人。

〔老人福祉施設等支配人 沼田重夫君登壇〕

○老人福祉施設等支配人（沼田重夫君） 平成21年度の老人福祉事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。

主要施策説明書により説明いたします。ページは24ページになります。上の表、21年度収支状況をご覧いただきたいと思えます。21年度の歳入総額は1億1,613万5,035円、歳出総額は1億363万8,359

円、差引額は1,249万6,676円で、前年度と比較いたしますと88万995円の増でございます。

1の歳入歳出決算状況ですが、下の歳入決算額の表により説明をいたします。1、分賦金ですが、分賦金につきましては、予算現額、決算額同額でございます。前年度の決算額と比較いたしますと1,913万9,000円の減でございますが、先ほど局長のほうからも説明がありましたけれども、人件費の減で、職員1名が退職、また支配人が囑託というようなことの減でございます。

2、使用料及び手数料、これは宿泊、休憩使用料の増で40万5,300円でございます。

3、諸収入、主なものは飲食提供料でございますが、増の238万5,054円です。

4の繰越金ですが、661万5,681円の増でございます。これは前年度の繰越金でございます。

歳入合計は、予算現額1億672万9,000円に対しまして、決算額1億1,613万5,035円、940万6,035円の増でございます。

25ページをお願いいたします。歳出決算状況ですが、下に目的別歳出決算額の表がございます。1、総務費、決算額1億253万6,963円、不用額が279万37円、不用額の主なものは人件費の職員手当の減でございます。ほかに事業費の修繕費で減がございまして、111万ほど減がありましたけれども、客室の畳がえを予算に計上いたしました。が、本年限りで閉館になるということによりまして執行しなかったというものでございます。

2、公債費、決算額110万1,396円、不用額604円でございます。

3の予備費は支出してございません。

歳出合計、予算現額1億672万9,000円に対しまして、決算額1億363万8,359円、不用額が309万641円でございます。

次に、26ページの上の表、性質別決算額ですが、人件費が5,434万4,000円、全体の52.4%です。これは職員の給与費でございます。

物件費が4,781万円、46.1%、主なものは賄い材料費、光熱水費等でございます。ほかに補助金と公債費がございます。

3の主要施策の事業内容及びその効果ですが、下に利用状況の表がありますけれども、これにつきましてはご参照をいただきたいと思っております。

次に、27ページになりますけれども、4、公債費の状況ですが、平成18年度にアスベストの除去工事を実施いたしました。その際に民生債を借りてございます。510万円でございます。21年度の償還額は102万円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（新井利平君） 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の監査を受け、監査意見書が提出されております。監査意見書につきましては、既に配付してございますので、ご報告いたします。

質疑を願います。

5番、三浦 讓君。

○5番（三浦 讓君） 若干分からないことがありますので、お尋ねします。

まず、説明書の13ページのところにごみ処理の搬入量がありますけれども、可燃物でマイナスの3.0%と、前年比でという状況になっている、この辺の詳しいところをまず教えていただきたいと思います。

それから、11ページのところで小児救急医療事業についてありますが、圏域の中の計で増減率が27.4%、3割近い増に前年比でなっているということの状況は一体どういうことなのか、ご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（新井利平君） 三浦 讓君の1回目の質疑に答弁願います。

赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 三浦議員さんの質問にお答えします。

前年比3%の減ということでございますが、可燃物合計が5万4,191トン余りで、前年が5万5,866トン、その内訳でございますが、委託ごみが4万1,435トンに対しまして、前年が4万2,259トンで、その部分が823トンほど減になっているわけです。そのほかに持ち込みごみが1万2,755トンでありまして、前年が1万3,606トン、850トンが減となっておりますのでございます。その合計が、差が1,674トンでございまして、3%の減となっておりますのでございます。これは、減量化等によりまして減少になっているものと推察されるところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 小島事務局参事兼企画財政課長。

○事務局参事兼企画財政課長（小島徳幸君） 小児救急医療事業の前年度と比べまして増えたということは、当初、小児救急医療事業そのものを住民の方が余り知らなかったということで、筑西広域の広報紙等に一応載せてPRした結果だと思われれます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 三浦 讓君。

○5番（三浦 讓君） ごみのマイナスのほうは、減量化の効果だというお話でした。減量化によって分賦金も減っていくわけですから、これは喜ばしいことですが、最近の傾向というのはこのようにだんだんと減ってきていると理解していいのでしょうか。減量化の推進は前からやられておりますから、毎年このように減っていくのかなというふうに今の説明では思ったわけですが、実際にはどういうふうになっているのですか。また、経済的な動向も影響しているという話もありましたけれども、それらはどうなっているのかお尋ねをいたします。

それから、小児救急のほうが急激な要請が増えたということで、喜ばしいと言っているのか、PRの効果はあったのでしょうかけれども、遠くまで、メディカルのほうまで運ばなくてはならないという

ことが痛しかゆしということで、ここの広域圏内の医療の小児の整備というものが不十分なためということでこういう結果になっているのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（新井利平君） 赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 最近のごみの持ち込みの傾向ではございますが、可燃ごみ、不燃ごみ、不燃ごみのほうが減少幅は大きいのですが、減少傾向にございます。ただ、持ち込みごみの可燃ごみのほうなのですが、前年対比ですと伸びている傾向にございます。不燃ごみのほうは減少傾向にあるというような状況にございます。

○議長（新井利平君） 小島事務局参事兼企画財政課長。

○事務局参事兼企画財政課長（小島徳幸君） 小児救急の専門医が地域にも少ないということもあると思います。また、この小児救急医療事業そのものが、特に夜間、休日、ですから、専門医というか、小児救急医のいない時期の利用が多くなったということにございます。

○議長（新井利平君） 三浦 讓君。

○5番（三浦 讓君） ごみの減量ですけれども、ここだけ見ると今の説明のような話ですけれども、ほかの処理場、そういったところと比較すると全般的にどういう傾向なのでしょう。その辺が、ここの区域での課題が見つかるかどうかということだと思っておりますが、どのようにその辺を考えているのかお願ひいたします。

○議長（新井利平君） 赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 県南、県西ごみ処理連絡会という近隣施設の集まりがあって、その話によりますと、やはり減少傾向にあるというようなところでございます。

〔「いやいや、それに比較してここはどうなのか、どの程度なのか」
と言う人あり〕

○環境センター所長（赤野間敏雄君） （続）量的なもの……

〔「増減のパーセントの率がどうなのかという」と言う人あり〕

○環境センター所長（赤野間敏雄君） （続）そんなに変わるものではない、同じ程度にございます。傾向としては同じ傾向にございます。

○議長（新井利平君） ほかにありますか。

8番、中条美智子君。

○8番（中条美智子君） 歳入歳出決算書の24ページなのですが、し尿処理施設経費の13、委託料の5、一般業務委託料の285万1,590円、それから同じページのごみ処理施設費の同じく委託料、一般業務委託料の2億8,209万7,724円、これの委託料の詳細について教えていただきたいのです。

それから、54ページなのですが、これも質問してよろしいでしょうか、財産に関する調書。これで、公共用財産として、土地（地積）として、これは8万4,614.68平米というふうな面積、地積

が書いてありますけれども、これは先ほど私が一般質問したときに、2万平米の土地というのがありまして、この財産目録の中のどこに載っているのかなと思いましたが、公共用財産の中に一括して載っているというのですけれども、先ほどの方針のように未利用とかそういった要らない土地をどんどん処分するのだということになりますと、一括して公共用財産として土地が載っていると、私たちは、どこの土地が要らないのか、その土地が何に使われていた土地なのか、全然この表現方法では、全部まとめて載っていたのでは分からないのです。ですから、こういうあらわし方ではなくて、もう少し大きいものについては詳細に表を記載していただいたほうがいいと思うのですけれども、今それを下さいといっても無理でしょうから、公共用財産としての土地、どういうところにどのぐらいのものがあるか、大まかなものだけでも結構です。それから、それはなぜ未利用になっているのか。例えば前、何々用の跡地だったとかというのがあると思うのですけれども、それをご説明いただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（新井利平君） 中条美智子君の1回目の質疑に答弁願います。

赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 中条議員さんの質問にお答えいたします。

24ページの13の上段の一般業務委託料、し尿のほうですが、これは環境センター内にし尿処理施設がありまして、各槽の清掃をやっているわけなのですが、その清掃の費用でございます。

その下の一般業務委託料、ごみのほうですけれども、これは検査委託料、いろいろ、ごみのダイオキシン類やら分析、そういったものをやったものと、その他、焼却灰、埋め立て廃棄物、そういった処理をしているその他委託料、そういったものが入っているものの委託料でございます。

○議長（新井利平君） 櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） 中条議員さんのご質問にお答えいたします。

公共用財産の土地の表記の件ということでございますが、これは土地のリストを個別に分かりやすくまとめた表みたいなものが欲しいということでございますか。それであれば、この決算書につきましては一定の書式というのがございますので、これにはこういう形でまとめさせていただいて、それとはまた別な形で、財産のリストという形でお示ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利平君） 中条美智子君。

○8番（中条美智子君） その委託料なのですけれども、この委託というのは多分随意契約でやられているのか、入札で決められているのか分かりませんが、それぞれによって、その検査とかいろいろ、物によって契約の方法は違うとは思いますが、大体毎年、この不用額というのを見ると、不用額が出ているというような状態になっておりますし、少しずつ額が減少しているのかなというふうな見方を私はしたのですけれども、その委託料というのは減少傾向にあるのか、それともやはり横並びなのか、それから委託業者は大体固定しているのか、その辺ももし分かればお願いいたしま

す。

○議長（新井利平君） 中条美智子君の2回目の質疑に答弁願います。

赤野間環境センター所長。

○環境センター所長（赤野間敏雄君） 中条議員さんの質問にお答えします。

委託料でございますが、先ほどの検査委託料のものは入札によって行われておりますので、その分競争原理が働かまして、若干、それによって差金が出ていて不用額が出ているというようなところでございます。もう一つの埋め立て廃棄物等は随意契約となっておりますので、大体同じ金額、そんなに差は出ていないところなのですが、持っていく量によって差金が出てくるというようなことで、差金が出ているというようなところでございます。

以上です。

○議長（新井利平君） 中条美智子君。

○8番（中条美智子君） 委託料については了解いたしました。

それから、先ほど公共用地についてのリストということだったのですが、これは決算のときに一緒に添付していただけるようなことを検討していただけるかどうか、それをお伺いします。

○議長（新井利平君） 中条美智子君の3回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） お答えいたします。

土地のリストのようなものは、当然、一つ一つのものを集計してこの決算書に掲載しておりますので、実際に、現在手元にはございませんが、ございますので、それは決算書に載せるのがよろしいかどうかというのはちょっと内部で検討はさせていただきたいと思いますが、リストそのものはございますので、それはお示しすることは可能でございます。

以上でございます。

○議長（新井利平君） そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井利平君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（新井利平君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利平君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（新井利平君） 以上で、今定例会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 （午後 3時29分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成22年11月18日

議 長 新 井 利 平 ⑩

署 名 議 員 小 高 友 徳 ⑩

署 名 議 員 大 木 作 次 ⑩